

# 災害時の歯科保健医療 支援～受援～防災

2025年5月23日(金)20:00～21:30(うち75分)  
中野区歯科医師会会館2階講堂＋オンライン配信

東北大学 大学院歯学研究科 災害・環境歯学研究センター 特任講師  
東京科学大学 大学院 救急災害医学分野/歯科公衆衛生学分野 非常勤講師  
岩手医科大学歯学部・長崎大学歯学部 非常勤講師  
日本災害時公衆衛生歯科研究会 世話人

中久木 康一  
nakakuki@biglobe.jp

## 災害時の歯科保健医療

- 役割と根拠
- 体制と研修
- 大学(支援・教育)
- 東京都市部における課題
- 今後に向けて

### 役割と根拠

- 災害時の歯科の役割
- 災害時の法律

### 災害時の歯科の役割(1)

1985, 日本航空123便墜落事故

犠牲者 520名

1993, 北海道南西沖地震

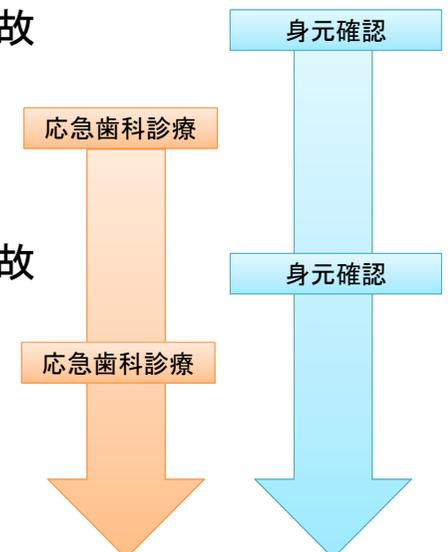
北海道医療大学により、奥尻島の津波犠牲者に対する即時義歯治療が提供された

1994, 中華航空140便墜落事故

犠牲者 264名

1995, 阪神淡路大震災

歯科大学、歯科医師会、病院歯科が連携して2か月半に渡って応急歯科診療を提供した

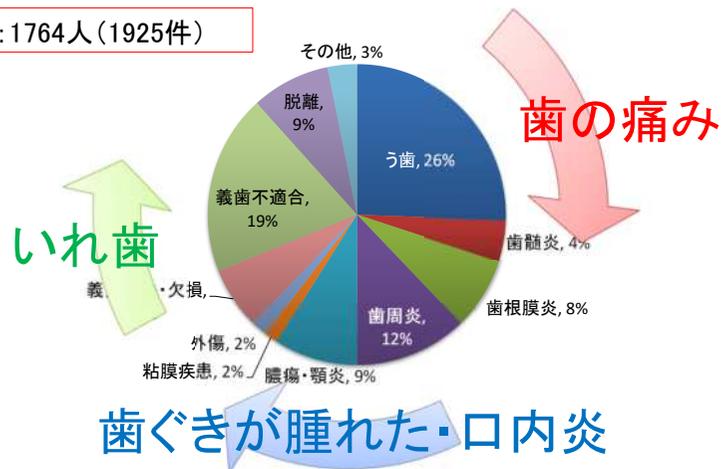


# 阪神・淡路大震災 避難所巡回診療における応急歯科診療

巡回診療における病名分類

総数: 1764人(1925件)

1995 1/21-3/31



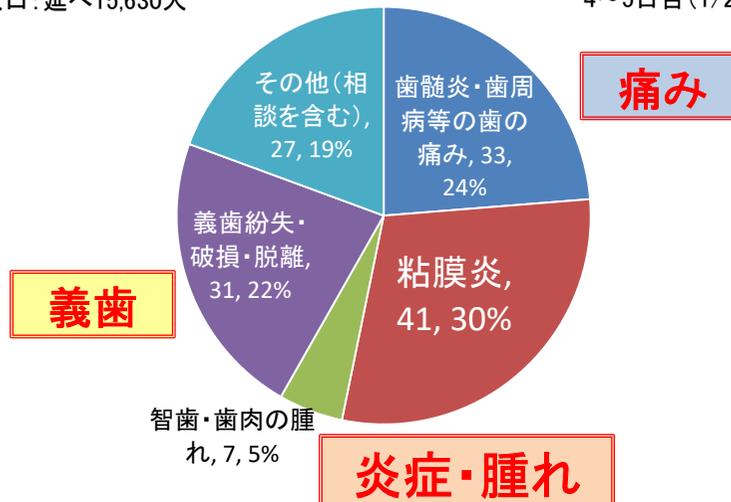
出典: 阪神・淡路大震災と歯科医療(兵庫県病院歯科医会)P24~26

# 歯科保健医療支援活動の需要

阪神・淡路大震災での初期(4~5日目)の調査(139名)

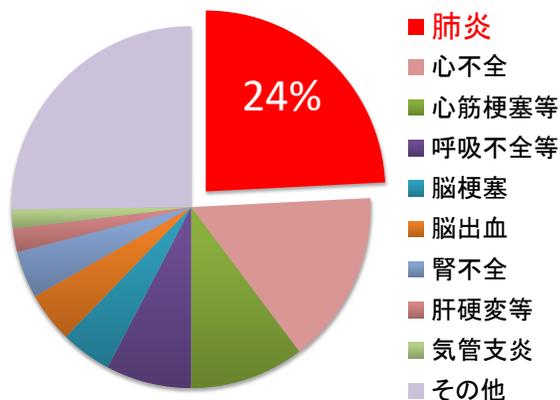
避難場所: 神戸市東灘区8か所  
避難人口: 延べ15,630人

大阪歯科大学 西川ら  
4~5日目(1/21~1/22)  
n=139



出典: 阪神・淡路大震災と歯科医療(兵庫県病院歯科医会)

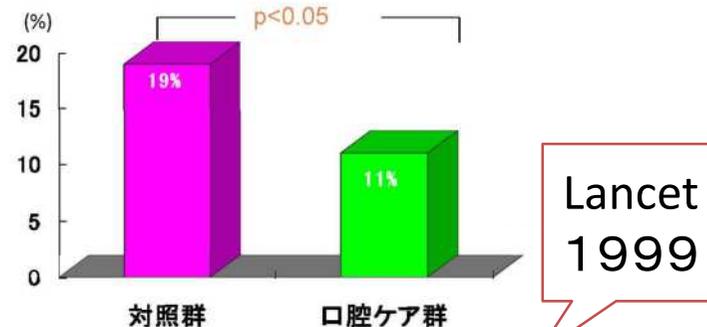
# 阪神・淡路大震災における 災害関連死



災害関連死: 921  
全犠牲者数: 6402  
神戸新聞, 2004.5.14

# 口腔ケアにより特別養護老人ホームに おける肺炎の発症率が低下した

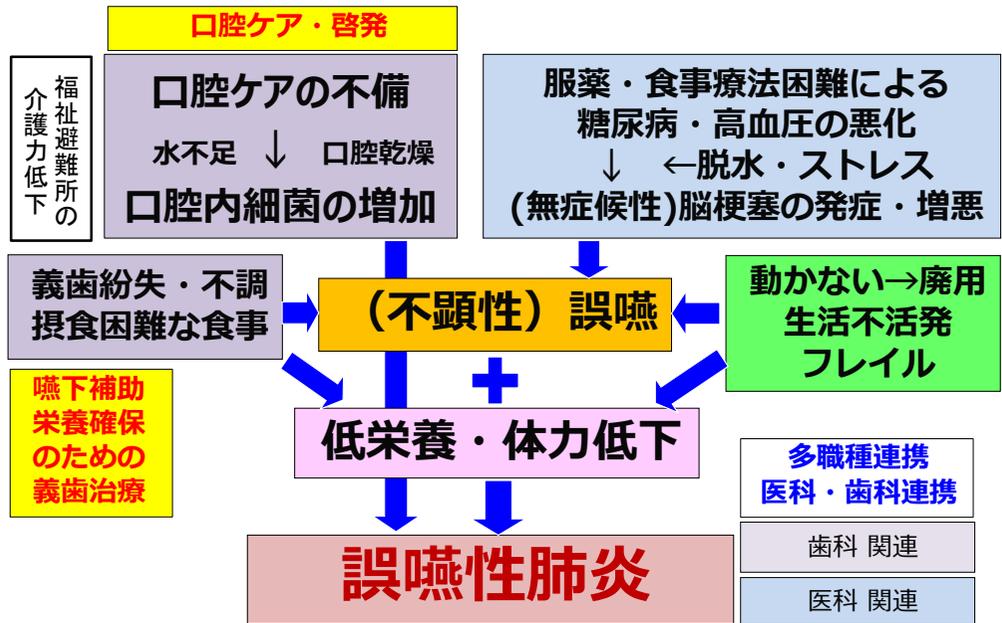
2年間の肺炎発症率



Yoneyama T, Yoshida Y, Matsui T, Sasaki H: Lancet 354(9177), 515, 1999.

特に高齢者や障害者などの要支援者に対して、  
口腔ケアが提供されるようになった

# 災害時肺炎の成因



足立了平, 災害歯科医学(医歯薬出版)第3刷 より改変追記

# 災害時の歯科の役割(2)

## 2004, 新潟県中越地震

全犠牲者 68名のうち、災害関連死52名、うち肺炎8名 (15%)

口腔ケア

応急歯科診療

## 2007, 新潟県中越沖地震

犠牲者15名

口腔ケア

応急歯科診療

## 2011, 東日本大震災

全犠牲者2万名以上のうち  
災害関連死3089名  
直後の避難者47万人

口腔ケア

応急歯科診療

身元確認

# 災害時の歯科の活動



# 災害後の体調不良

呼吸器感染症、  
胃腸炎等の  
急性疾患  
(発災～1ヶ月)

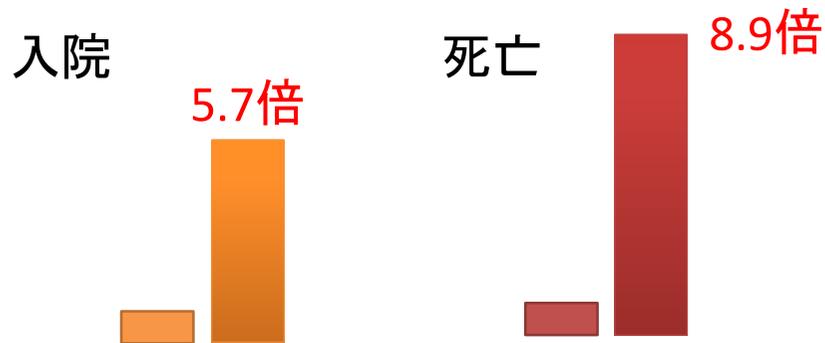
しばらくたってから  
だんだん増えてくる

直後に多い！  
だんだん減ってくる

高血圧、腰痛、  
皮膚炎、不眠症等の  
慢性疾患  
(発災後1ヶ月～)

# 肺炎の発生率は、3カ月間有意に増加

最大の増加を示したのは震災後2週間



- 90%は65歳以上の高齢者
- 避難所・介護施設からの入院患者数が多かった
- 死亡率は、介護施設からの入院は45%！

Daito H, et. al., Impact of the Tohoku earthquake and tsunami on pneumonia hospitalisations and mortality among adults in northern Miyagi, Japan: a multicentre observational study. Thorax. 2013 Jun;68(6):544-50. doi: 10.1136

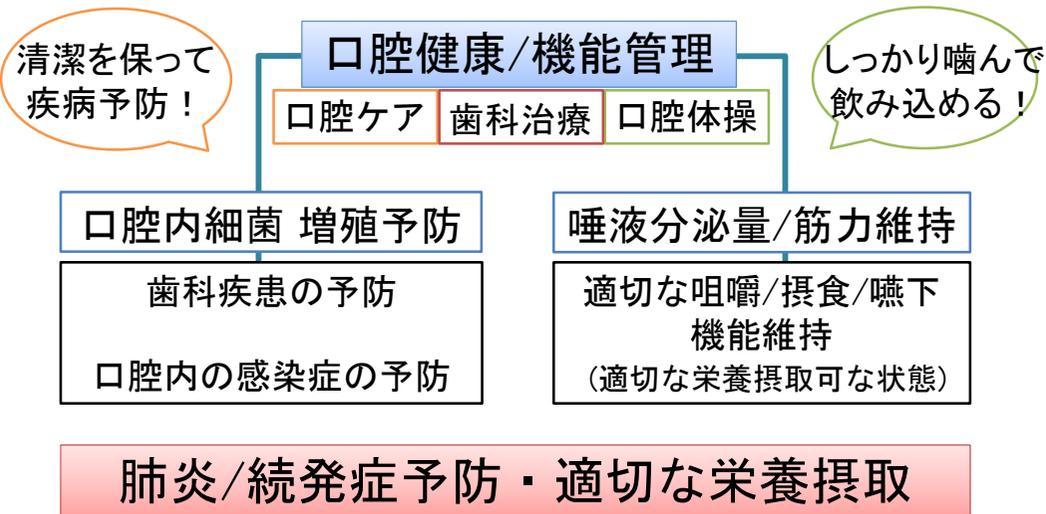
# 呼吸器疾患＝災害関連死の30%

年	災害	発生率 (%)	人数	発表日
1995	阪神淡路大震災	33.6%	310 / 922	2004年4月14日 神戸新聞
2004	新潟県中越地震	23.1%	12 / 52	2009年10月21日 消防庁発表
2011	東日本大震災	31.3%	86 / 275	2021年3月13日 河北新報, 帝京大学 (石巻市)
2016	熊本地震	28.4%	56 / 197	2017年12月末現在 熊本県まとめ

災害関連疾病の予防を目的とした災害時要配慮者等に対する**健康支援活動が重要**

避難所の歯科保健の重要性, 地域保健, 2022年7月号, P36より改変

## 口腔健康管理/口腔機能管理



## 災害時の歯科の役割

役割	対象	連携
個人識別への協力	犠牲者	警察 海上保安庁 監察医 など
歯科医療活動	歯・口腔の健康問題を抱える人 痛みのある人 義歯破損・不適合の人 通院中だった人	災害拠点病院 DMAT / JMAT 日本赤十字社 災害医療コーディネーター など
歯科保健活動	歯・口腔の健康問題のない人 特に重要なのは要配慮者 高齢者(摂食・嚥下障害) 有病者(糖尿病など) 乳幼児・小児 など	自治体/保健所 保健センター 地域の事業所 地域包括支援センター など

歯科診療所へのアクセスが無い

大きな人口集団が発生

# 災害時の歯科の役割

連携先

## 身元確認

- ご遺体の歯科的所見を採取する
- 生前歯科所見を収集する
- 照合して意見書を書く

警察  
海上保安庁  
監察医  
など...

## 歯科医療

- 歯科医療提供体制を継続・なるべく早く復旧する
- 新たなニーズに対する応急歯科対応をする(救護所・避難所など)

災害拠点Hp  
DMAT/JMAT  
日本赤十字社  
災害医療Co  
など...

## 歯科保健

- 地域の歯科保健管理を継続する
- 新たなニーズに対する歯科保健活動を行う(避難所・介護福祉施設・仮設住宅など)

自治体/保健所  
保健センター  
地域の事業所  
地域包括支援センター、など...

災害時の歯科の役割と変遷/災害支援における歯科衛生士の役割, 災害歯科保健, DH-KEN, 2020

# 災害対策・対応の法律



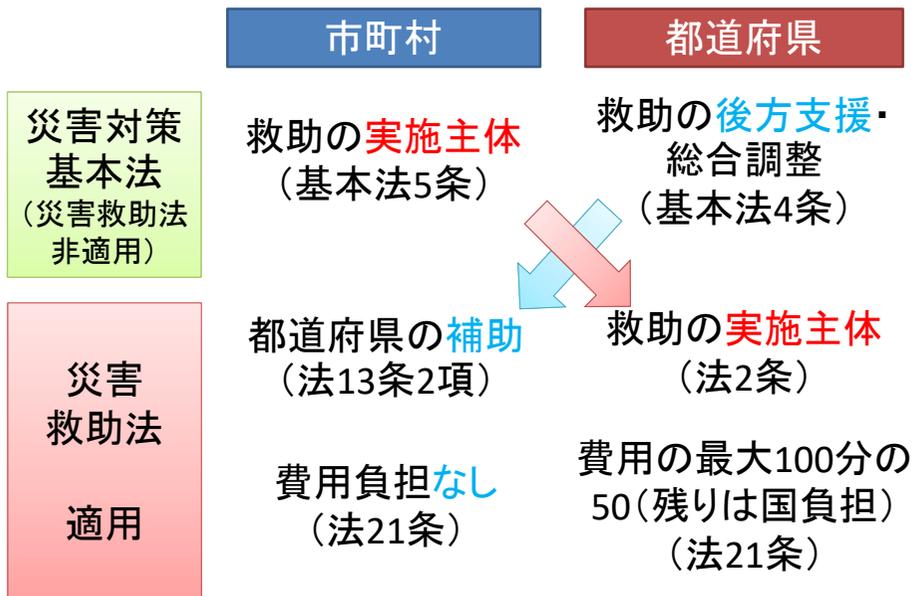
## 災害対策基本法

地域防災計画(含:医療救護計画)

医療法・・・5疾病・6事業

5疾病	がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
6事業	救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療(その他)、新興感染症等の感染拡大時における医療

# 災害救助法の適用(役割)



## 1. 災害救助法とは (④災害救助法の基本原則)

I 平等の原則	・現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しよべなければならない。
II 必要即応の原則	・応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。
III 現物給付の原則	・法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、 <u>現物をもって行うことを原則</u> としている。
IV 現所在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現所在地において実施することを原則としている。 ・住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その <u>現所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。</u>
V 職権救助の原則	・応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、 <u>都道府県知事</u> がその職権によって救助を実施する。

(6) - 1 医療及び助産 【医療】

	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- 患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

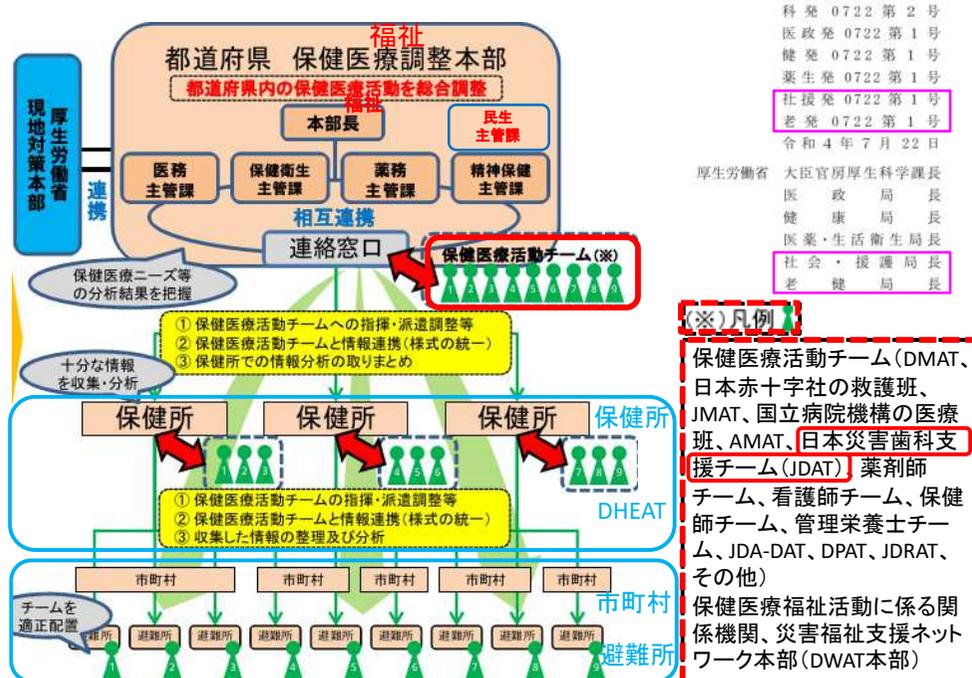
28

災害救助法の概要(令和5年6月)内閣府政策統括官(防災担当)  
[https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo\\_a7.pdf](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_a7.pdf)

# 体制と研修

- 体制(JDAT)
- 研修
- 東京都の体制
- 中野区の体制

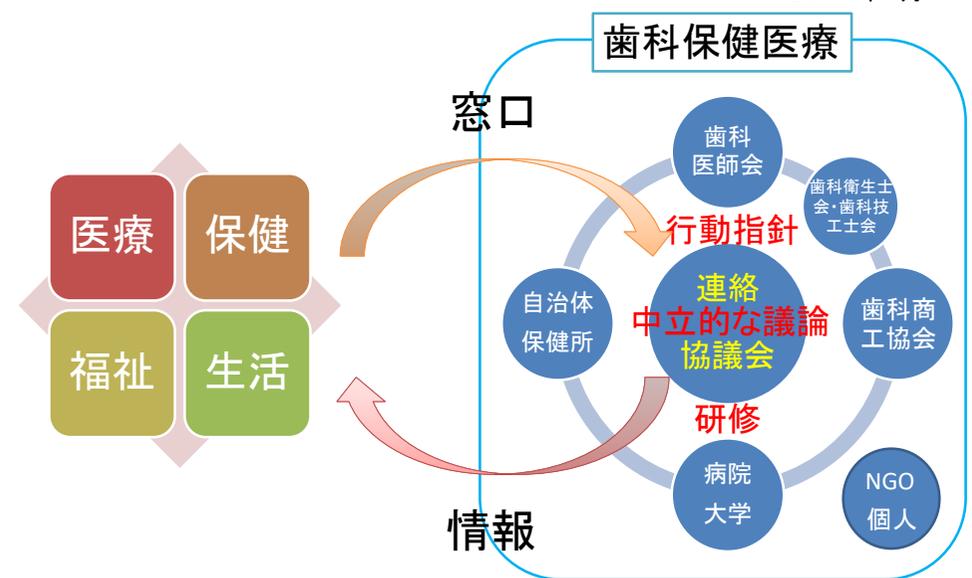
## 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について



大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について、令和4年7月22日

## 日本災害歯科保健医療連絡協議会

2015年4月～



座談会：災害歯科保健医療の体制構築と研修のあり方、新聞QUINT、第329号、2023年5月10日

# 日本災害歯科保健医療連絡協議会 ※平成27年4月設置

## <目的>

大規模震災後の避難所・仮設住宅、被災者等への歯科保健医療の提供は、(急性期から慢性期に)に至るまで、様々な歯科関係職種**の継続的な支援**が必要である。

そのため、日本歯科医師会主導の下、**歯科関係団体同士の連携**や災害対応に関する**認識の共通化**を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の**情報集約**や**共有**を促し、有事に際して**国や都道府県との連携調整**を行い、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を**迅速に効率よく**行うべく、協議していく。

## <参画団体>

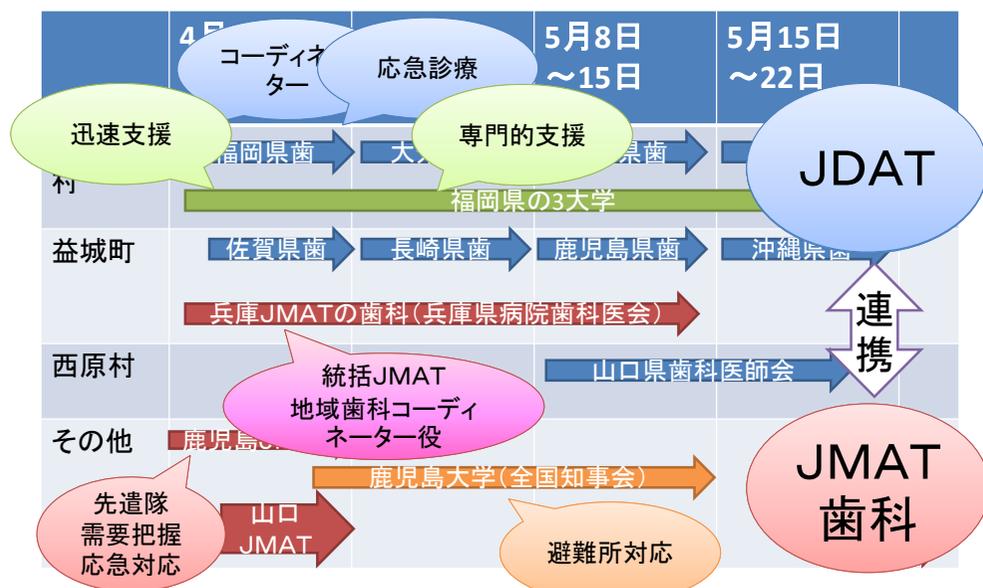
- ①日本歯科医師会
- ②日本歯科医学会
- ③日本私立歯科大学協会
- ④国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議
- ⑤全国医学部附属病院歯科口腔外科科長会議
- ⑥日本病院歯科口腔外科協議会
- ⑦日本歯科衛生士会
- ⑧日本歯科技工士会
- ⑨全国行政歯科技術職連絡会
- ⑩日本歯科商工協会

※オブザーバー:内閣府、厚生労働省、日本医師会(JMAT関係者)、防衛省ほか

## 行動指針 共通書式 災害歯科保健医療標準テキスト(第2版) JDAT活動要領



## 平成28年熊本地震 歯科支援 外部派遣チーム一覧



## Japan Dental Alliance Team (JDAT、日本災害歯科支援チーム)

令和4年(2022年)3月2日正式発足

### 【目的・趣旨】

JDAT (Japan Dental Alliance Team : 日本災害歯科支援チーム) は、災害発生後おおむね72時間以降に**地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。**



- JDAT (日本災害歯科支援チーム)は、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などによるチームです。
- 避難所や高齢者施設等において、応急歯科治療や口腔衛生の確保・口腔機能の維持をサポートします。



### 歯科相談 応急歯科治療

近隣の歯科診療所が再開するまでの間、痛みをとる、食べやすくする、などの応急治療を行います。

- 歯が痛い、口内炎ができた
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた
- 食事が食べにくい、むせる



### 歯科保健活動

歯や口のお困りごとなどを確認し、災害時の生活における工夫の仕方を、おひとりおひとりの状態にあわせてご紹介・ご説明し、必要な歯みがき用品をご提供します。災害時の口のおのケアが、肺炎などのからだの病気を予防することなども、あわせてお伝えします。

- お水が少ない時の歯みがきの工夫
- お口が乾きやすい時のマッサージ方法



### 【集団】 お口の健康づくり

皆さんがお集まりの場所で、歯や口からの健康の保ち方をご説明したり、お口の体操をしたりします。

- お口の体操
- 歯や口と健康 講和



### 地域の歯科医療 提供体制の再構築

地域の歯科診療所の再開状況にあわせて、治療が必要な方を診療所に繋ぎます。

これらの支援を通じて、被災した地域が日常を取り戻すためのお手伝いをさせていただきます。歯や口に関することで、お困りのことやご希望がありましたら、遠慮なくご相談ください。歯みがき用品の提供を含め、全て無料です。

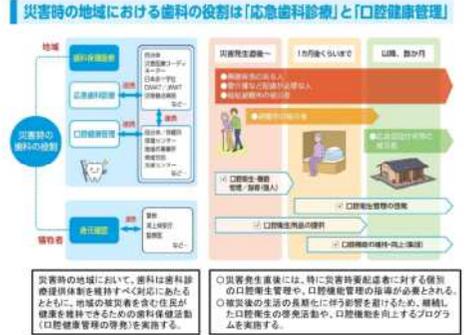
<連絡先> \*\*歯科医師会 \*\* \*- \*\* \*- \*\* \*- \*\* \*

災害歯研 Ver1.2(2025/04)

## 大規模災害時の 歯科保健医療活動

～口腔機能からの健康維持～

災害時には歯科医療機関も通常通りの対応はできませんが、生活環境が変わらない避難生活による歯や口の健康被害も生じてきます。通常の歯科医療提供体制が回復するまでの間の応急歯科診療活動とともに、特に避難生活が困難と考えられる災害時要配慮者の方々に対する口腔衛生管理や口腔機能管理、およびその啓発による歯科保健活動を行い、被災地域で生活される方々の健康管理を行うことが必要です。大規模災害時には、必要に応じて県外からの歯科チームも含めて、自治体や保健所の管理のもとで活動が行われます。



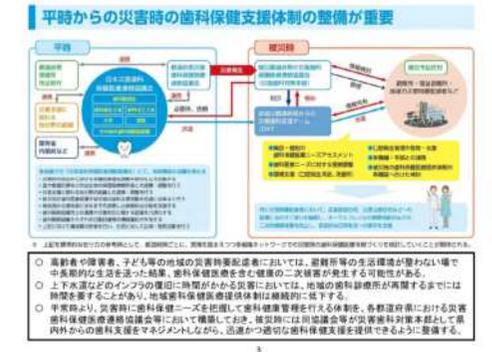
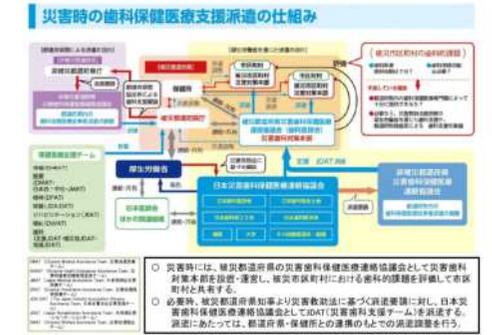
## 災害時の歯科保健医療のチェックポイント

災害時に困ること

- 歯や口が痛い、歯が抜けやすい
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた
- 食事が食べにくい、むせる

必要とされる支援

- 歯ブラシなどの歯磨き用品
- お水・生活用水
- 洗面所の確保
- 口腔衛生管理の指導
- 災害時の口腔衛生管理
- 歯や口に関する健康相談
- 対応できない場合は、歯科チームへの歯科救急搬送
- 歯科診療所、費用の確保
- 歯科診療所の再開に向けた準備



災害時の避難所等における歯科活動は、自治体や保健所のみならず、多くの保健医療・介護福祉専門職・チームとの連携が欠かせません。また、適切に支援を提供するためには、時間とともに移動し、そして変化していくニーズを、漏りなく迅速に把握して評価し続けることが必要とされます。多職種・多組織での支援にあたり、評価や支援を効率化し、実効性の高い支援に結びつけることが大切であり、そのための体制を地域ごとに整備しておくことが必要となります。要は、その体制を災害発生直後から迅速に稼働させるためには、平時からの研修や訓練、または編着やシステムなどが必要となります。もちろん、公助が届くまでの時間は、自助・共助で対応いただく必要があります。住民も含めて災害時の健康管理の重要性を理解し、自分で動ける住民は災害時にも自分の健康管理を継続できる準備を意識していただくような、働きかけることも大切です。

厚生労働行政推進調査事業費補助金防災事業(2024-2006)  
自治体における災害時の歯科保健医療活動推進のための活動指針作成に向けた研究

東京歯科大学歯学研究所歯学総合研究センター  
中央本館 1F 1010室 (1010室) 1010室 (1010室) 1010室 (1010室)

防災基本計画 令和5年5月 P73～74  
第2編 各災害に共通する対策編  
第2章 災害応急対策 第4節 救助・救急、医療及び消火活動  
2 医療活動 (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣

○都道府県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

※改正前の記載は「日本歯科医師会」

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医政地発0331第14号  
令和5年3月31日  
最終改正 医政地発0629第3号  
令和5年6月29日

災害時における医療体制の構築に係る指針 P98

第1 災害医療の現状  
2 災害医療の提供

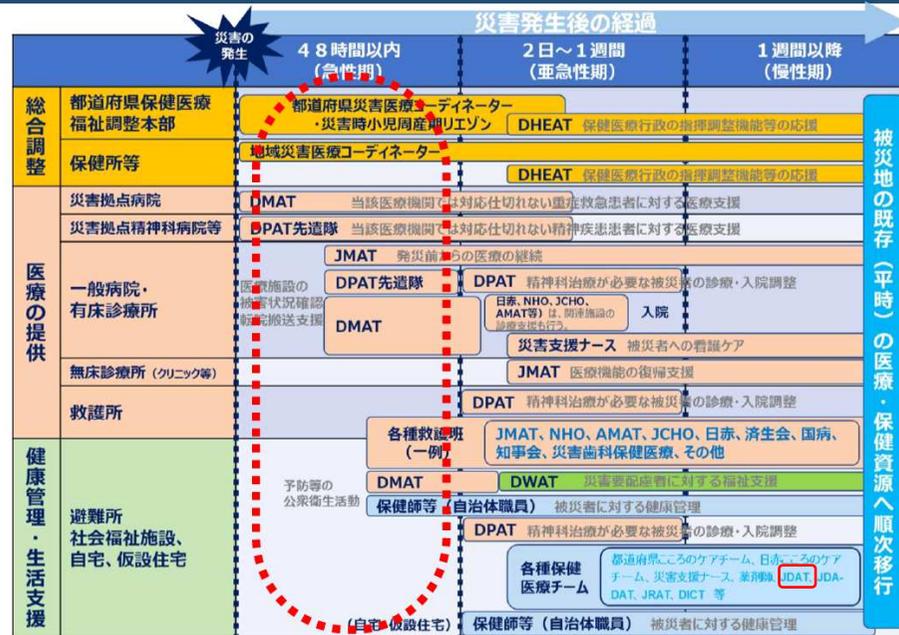
厚生労働省医政局地域医療計画課長

(6) 保健医療活動チーム

災害が沈静化した後においても、被災地の医療提供体制が復旧するまでの間、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした医療が必要となるため、様々な保健医療活動チーム(日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本病院医療支援班(AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、日本災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)、その他の災害医療に係る保健医療活動を行うチーム)が、DMAT、DPATとも連携しつつ、引き続いて活動を行っている。

© 2024 DPHD

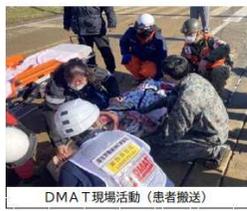
災害時における被災地外からの保健医療福祉に関わるチーム(例)



各チーム団体での派遣に向けた準備

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

保健・医療・福祉の活動チームによる支援(主なもの)



DMAT (ディーマット: 災害派遣医療チーム)  
Disaster Medical Assistance Team

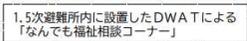


DPAT (ディーパット: 災害派遣精神医療チーム)  
Disaster Psychiatric Assistance Team



JMAT (ジェイマット: 日本医師会災害医療チーム)  
Japan Medical Association Team

JDAT (ジェイダット: 日本災害歯科支援チーム)  
Japan Dental Alliance Team



DHEAT (ディーヒート: 災害時健康危機管理支援チーム※) ※保健所等の指揮調整機能支援  
Disaster health emergency assistance team

DWAT (ディーワット: 災害派遣福祉チーム)  
Disaster Welfare Assistance Team



JRAT (ジェイラット: 一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会)  
Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team

JDA-DAT (ジェイディーエーダット: 日本栄養士会災害支援チーム)  
The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team

DICT (ディーアイシーティ: 災害時感染制御支援チーム)  
Disaster Infection Control Team

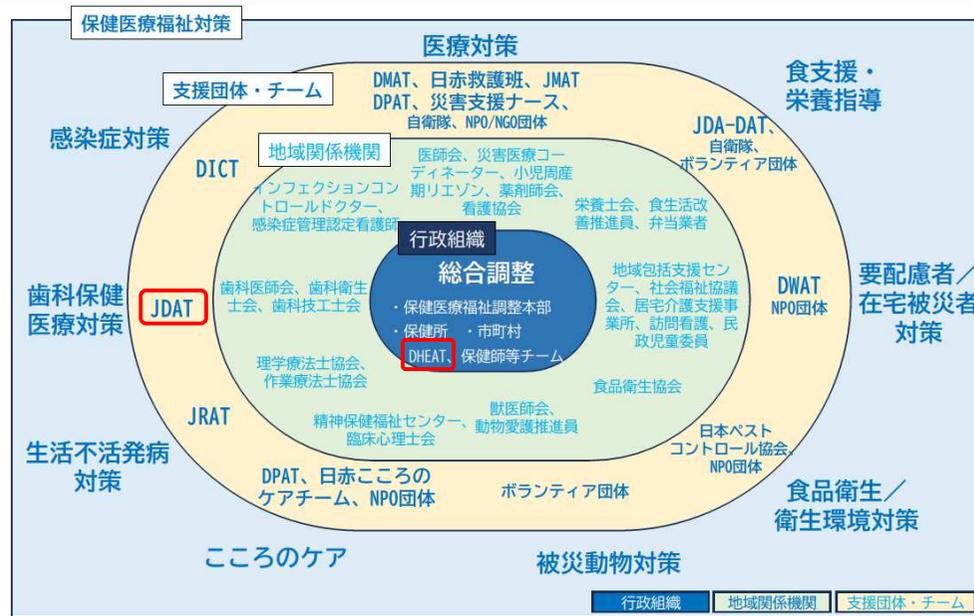
日赤救護班 (日本赤十字社)

保健師等チーム (自治体職員)

等

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

災害時の主な保健医療福祉活動(施策)と関係団体【例】



出典: DHEAT活動ハンドブック(第2版)(令和5年3月)67頁より引用・編集

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日







表32 区市町村における災害時の歯科保健医療活動に関する対応状況

項目	令和4年度
地域防災計画等において、災害時の歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村	43自治体
災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルがある又は医療救護活動マニュアル等に歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村	11自治体
災害時の歯科保健医療活動に関する研修を実施している区市町村	7自治体
災害時用の口腔衛生用品を備蓄している区市町村	23自治体

資料：東京都「災害時の歯科保健医療活動に関する調査」（令和5年度）

（2）取組の方向性

- 災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定し、歯科保健活動に関する内容を充実させます。
- 大規模災害の発生に備えるため、区市町村が平時から関係部署や関係団体等と連携し、災害時の歯科保健医療活動に取り組むことができるよう、人材の育成を支援していきます。
- 災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品について、区市町村による備蓄等の対応を促すとともに、都民が防災用に備蓄しておく必要性についても普及啓発していきます。

（3）参考指標

項目	基準値	目標値
災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルを整備している区市町村の数	11自治体 (令和5年度)	全自治体

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定) 2024年4月23日  
[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo\\_hoken/shikahoken/mokuhyo/shikakeikaku1kai](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/shikahoken/mokuhyo/shikakeikaku1kai)

第1節 基本方針

第7章 医療救護等

第1編 震災対策計画  
 第3部 震災応急対策計画  
 第7章 医療救護等

第1節 基本方針

1 医療救護活動概要

	発災時～6時間	超急性期（～72時間）	急性期（72時間～）
区	○医療救護活動拠点の設置	→	→
	○災害医療コーディネーター、災害業務コーディネーターとの連携	→	→
	○救護所の設置	→	→
	○医師会等～医療救護活動要請	→	→
	○搬送手段の確保	→	→
	○区民への情報提供	→	→
	○在宅患者等支援	→	→
	○災害業務センターの設置	→	→
	○医療チーム及びボランティア等の要請・受入	→	→
	○保健・健康相談、防疫活動	→	→
五師会	○死体搬送・遗体収容所の設置	→	→
	○死亡届受理・火葬許可証等交付	→	→
	○情報収集・他機関との連携	→	→
	○緊急医療救護所等への医療救護隊等の出陣(区からの要請又は自主的な判断に基づく)	→	→
	○病院前トリアージ、軽症者応急処置	→	→
	○検視・検察へ協力	→	→
	○避難所の救護所への巡回	→	→
	○歯科医療救護所の設置	→	→
	○医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整	→	→
	○東京都災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエンの医学的な助言を受け 都内全域の医療救護活動等を統括調整	→	→
都保健医療局	○東京DMATの派遣	→	→
	○東京DPATの派遣	→	→
	○都民への情報提供	→	→
	○都医療救護隊等の派遣	→	→
	○他県等の医療チームの派遣を要請し、受入れ体制を確立	→	→
	○医薬品の供給	→	→

中野区地域防災計画 本冊, 令和6年修正(第43次修正), 中野区防災会議

第1節 基本方針

(2) 災害時医療救護基盤の整備

医療救護は以下の災害時医療基盤の連携、役割分担により行う。

【救護所等】

名称	役割
救護所 (28カ所)	ア 避難所等に設置する。 イ 避難所運営本部や日赤奉仕団により軽症者の応急処置を行う。
医療救護所 (15カ所)	ア 避難所の救護所のうち、区民活動センター(地域本部)単位に1カ所設置する。 中野区医師会は医療救護所単位で医療救護隊を編成し救護隊員(医師)を派遣する。 イ 医師会の派遣する救護隊員および四師会の協力により傷病者のトリアージ、処置が可能な軽症者の患者の治療、中等症・重症者の初期治療を行う。 ウ 中等症・重症者は災害拠点病院等に搬送する。
緊急医療救護所 (6カ所)	ア 発災から速やかに、災害拠点病院等の救急医療機関に近接する場所に緊急医療救護所を開設する。 イ 医師会は救護隊員を派遣し(四師会の協力)より病院前トリアージ、軽症者の治療を行う。 ウ 一定期間経過後は閉鎖する。
歯科医療救護所	スマイル歯科診療所等において、避難生活の長期化に伴う義歯の作成等歯科診療を行う。
医療救護活動拠点 (1カ所)	ア 発災後速やかに、中野区防災センターに設置する。 イ E M I Sによる災害医療に関わる区の情報の提供・収集 ウ 朝夕等に連絡調整会議を開催し、中野区災害医療コーディネーターを中心に災害拠点病院等、緊急医療救護所等や在宅療養支援等の状況に関する情報交換、必要となる医療救護活動等について検討する。 エ 医療チーム及びボランティアの要請及び受入れを実施する。

中野区地域防災計画 本冊, 令和6年修正(第43次修正), 中野区防災会議

第1編 震災対策計画  
 第3部 震災応急対策計画  
 第7章 医療救護等

第2節 具体的な取組み  
 1 医療救護体制の整備

(4) 中野区災害医療連携会議の開催

区、五師会、中野区災害医療コーディネーター、災害拠点病院等の救急医療機関、消防署等の関係機関により構成する中野区災害医療連携会議において、災害時における医療救護、防疫、保健・健康支援にかかる体制の確保や活動内容について協議する。

また、災害発生時には、医療救護活動拠点で、区外からの医療チーム及びボランティア等参加も含め、本会議を1日2回程度開催する。

■参照(別冊資料)

資料第268「中野区災害医療連携会議設置要綱」

中野区地域防災計画 本冊, 令和6年修正(第43次修正), 中野区防災会議

## 第2節 具体的な取組み

### 2 医療救護活動

#### (3) 医療救護隊等の役割

五師会は、以下の役割分担で医療救護活動を行う。

	<b>【活動内容】</b> 傷病者に対するトリアージ及び応急処置 災害拠点病院等への搬送の可否及び搬送順位の決定 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 助産救護（搬送調整） 死亡の確認 等 ※状況に応じて遺体の検視・検案に協力する
歯科救護隊 (中野区 歯科医師会)	<b>【歯科医師等の派遣】</b> 緊急医療救護所、歯科医療救護所等へ派遣を行う
	<b>【活動内容】</b> 傷病者に対する応急処置 災害拠点病院等への搬送の可否及び搬送順位の決定 輸送困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 検視・検案に際しての法医学上の協力 等

中野区地域防災計画 本冊, 令和6年修正(第43次修正), 中野区防災会議

## 第1編 震災対策計画

### 第3部 震災応急対策計画

#### 第7章 医療救護等

## 2. 中野区災害医療連携会議の設置について

### (1) 目的等

中野区地域防災計画に基づく災害時における医療救護活動について、関係機関の連携の下、実働体制を確保し、円滑な運営を図るため、中野区災害医療連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

### (2) 協議事項

連携会議は、主に、以下の事項について協議する。

- ① 医療救護班等の体制、連携等に関すること
- ② 区コーディネーター並びに災害拠点病院等の医療救護活動における連携に関すること
- ③ 医療救護にかかる訓練に関すること

### (3) 委員構成

連携会議は、中野区医師会、**中野区歯科医師会**、中野区薬剤師会、中野区接骨師会、区コーディネーター、区内災害拠点病院、区内救急指定病院、警察署、消防署、区により構成する。

### (4) 設置予定

平成25年12月

### (5) その他

連携会議に設置に伴い、中野区医師会との災害時の医療救護活動についての協定の円滑な運営を目的として設置する中野区災害医療運営連絡会は廃止し、内容等については連携会議に統合する。

平成25年(2013年)11月26日  
協議委員会議  
都市上野部委員・都市安全担当

## 中野区災害医療連携会議設置要綱

昭和52年4月28日  
要綱第147号

### (設置)

第1条 中野区地域防災計画に基づく災害時における医療救護、防疫及び保健・健康支援に係る活動(以下「医療救護等活動」という。))について、関係機関の連携の下、医療救護等活動の有効な実施体制を確保し、医療救護等活動の円滑な運営を図るため、中野区災害医療連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療救護隊、**歯科救護隊**、薬剤師隊、柔道整復師隊及び助産師隊(以下「医療救護隊等」という。))の体制、業務内容、活動場所、輸送、装備及び連携に関すること。
- (2) 中野区災害医療コーディネーター並びに区内に所在する災害拠点病院及び災害拠点連携病院との医療救護等活動における連携に関すること。
- (3) 医療救護隊等にかかわる指揮命令及び医療救護等活動において連絡調整を行う場合の区長が指定する者並びにその者の権限に関すること。
- (4) 中野区災害薬事コーディネーターとの医薬品の備蓄及び輸送における連携に関すること。
- (5) 合同訓練に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、医療救護等活動の円滑な実施に必要な事項に関すること。

## 第2節 具体的な取組み

### 2 医療救護活動

## 第1編 震災対策計画 第3部 震災応急対策計画 第7章 医療救護等

### 2 医療救護活動

#### (1) 医療救護活動

**五師会**は、災害が発生し、区から医療救護活動の要請があった場合、直ちに医療救護隊等を緊急医療救護所等に派遣し、区と連携、協力のもと医療救護活動を行う。

ただし、大震災発生等の緊急を要すると判断したときは、**五師会**は区からの要請を待たずに自主的に緊急医療救護所等に参集する。

区は、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、五師会等との連携のもと、緊急医療救護所等の設置状況や医療救護活動状況、医療機関等の被害情報や患者受入れ状況を把握し、医療救護にかかる方針を定める。また、区及び**五師会**の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、東京都地域災害医療コーディネーター、都保健医療局及びその他関係機関に医療救護班や東京DMAT、東京DPATの応援派遣を求めるほか、DHEATや保健活動班による支援、災害医療チーム及びボランティアの活用等について検討する。

なお、区内の専門的医療(透析・産婦人科・慢性期等)を行う病院や診療所は、各自の業務を継続することにより、災害時の医療救護活動を行うものとする。

中野区地域防災計画 本冊, 令和6年修正(第43次修正), 中野区防災会議

## 第2節 具体的な取組み

### 2 医療救護活動

#### (4) 時系列に応じた医療救護隊の活動方針

##### ① 発災直後～超急性期（発災から72時間以内）

ア 負傷者が多数発生した災害現場、負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所、医療救護所での救護活動を主とする。

イ 救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じ東京DMATと連携して行う。

ウ 重症者・中等症者に対しては、災害拠点病院・災害拠点連携病院への速やかな搬送に努める。

エ 医療救護所は主に外傷等の軽症者等に対する医療が中心となる。

オ 必要に応じ東京DPAT等と連携し精神保健医療活動を行う。

##### ② 急性期以降（発災から72時間以降）

ア 医療救護所における医療救護活動、避難所（二次避難所が開設されている場合は、二次避難所を含む）の巡回等による医療救護活動を主とする。

イ **歯科医療救護活動を開始する。**

ウ 重症者・中等症者に対しては、災害拠点病院・災害拠点連携病院への速やかな搬送に努める。

エ 医療救護所は、主に内科系・慢性疾患・精神科等の軽症者等に対する医療が中心となる。

オ 医療機関の機能回復に伴い、医療救護所の縮小を図り、地域医療体制への移行を進める。

中野区地域防災計画 本冊, 令和6年修正(第43次修正), 中野区防災会議

## 第1編 震災対策計画

### 第3部 震災応急対策計画

#### 第7章 医療救護等

## 第2節 具体的な取組み

### 3 防疫及び保健衛生

##### (2) 感染症予防のための広報及び健康指導

健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。下痢や嘔吐、発熱等の有症状者数などの経時的変化を把握し、管内医療機関や保健医療活動チームと情報を共有し対応する。

① 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

② 水洗トイレ使用マニュアル（消毒法など）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

③ 室内清掃、害虫・ねずみ等の駆除について

④ 断水時の手洗い、うがいの方法について

⑤ 貯水槽やプール水の安全な活用について

⑥ 室内換気、適切な加湿、ゾーニング方法等について

⑦ マスクの正しい使い方、咳エチケット

⑧ 正しい吐物処理及び下痢便処理の方法

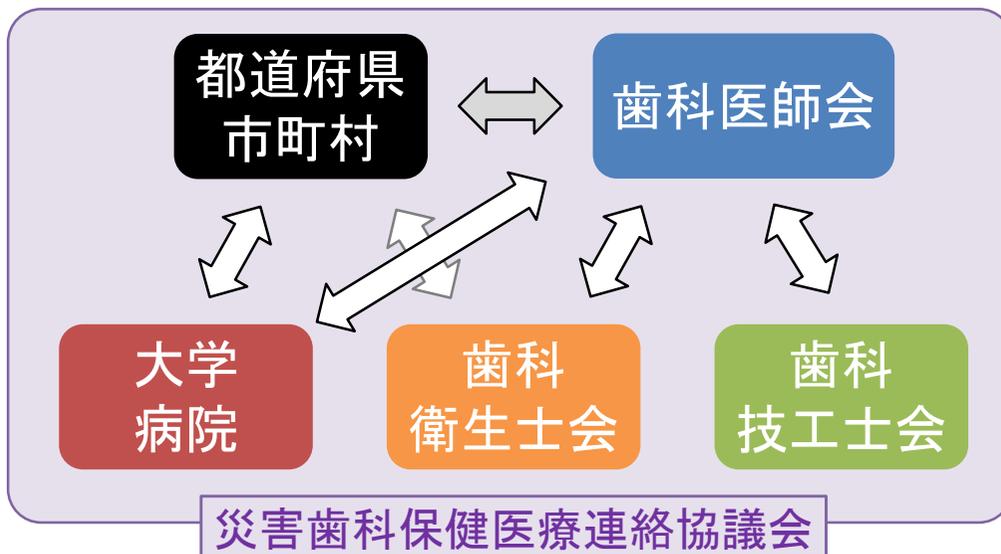
⑨ 調理従事者、炊き出し、ボランティアに対する指導（加熱調理、手指衛生、健康管理など）

⑩ 食生活・栄養指導

**⑪ 口腔衛生、口腔ケア**

中野区地域防災計画 本冊, 令和6年修正(第43次修正), 中野区防災会議

# 災害時の歯科医療救護活動に関する協定



#### 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

中野区を「甲」とし、一般社団法人東京都中野区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、中野区地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に關し、必要な事項を定める。

（歯科救護隊の派遣）

第2条 甲は、中野区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科救護隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科救護隊を編成し、甲が設置する歯科医療救護所及び緊急医療救護所又は医療救護所に派遣するものとする。

3 前項の定めによる派遣先については、急性期以降は必要に応じ、甲乙協議のうえ**歯科医療救護所及び4か所程度の医療救護所に集約**するものとする。

（歯科医療救護計画の策定）

第3条 乙は、本協定で定める歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害歯科医療救護計画を策定するにあたっては、一般社団法人東京都中野区医師会等の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

3 前条に定める歯科救護隊の構成人員は、次のとおりとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 歯科医師     | 若1名 |
| (2) 歯科衛生士    | 若1名 |
| (3) その他補助事務等 | 若1名 |

(歯科医療救護活動の場所)

第4条 乙所属の歯科救護隊は、甲が設置する歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所において、歯科医療救護活動等を実施するものとする。

(歯科救護隊の業務)

第5条 歯科救護隊の業務内容は、次のとおりとする。なお、業務実施に際しては、一般社団法人東京都中野区医師会と協力して行うこととする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 災害拠点病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 搬送困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導等
- (4) 検視・検案に際しての法医学上の協力等
- (5) その他、甲が必要と認める業務

(指揮命令)

第6条 歯科救護隊に係る指揮命令および歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(歯科救護隊の輸送)

第7条 乙所属の歯科救護隊の輸送は原則として甲が行う。

(災害時医薬品・医療資器材等の備蓄・輸送・配布)

第8条 乙所属の歯科救護隊は、原則として甲が別に定める場所1か所程度に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 災害時医薬品・医療資器材等の輸送・配布は、原則として甲が行う。

R4年度～

拡充  
推進

## 歯科医療提供体制構築推進事業

令和5年度概算要求額 2.7億円 (2.6億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の背景・課題

少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

### 2 事業の概要、実施主体

① 各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。【実施主体：都道府県】

補助対象事業のイメージ(案) (補助対象：都道府県 補助率：1/2相当)

- ・ NDB (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) や KDB (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制(歯科歯科連携体制の構築等を含む)の検討
- ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・ 障害児者等への歯科医療提供体制
- ・ 災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



② 効果的な事業展開を進め歯科保健医療提供体制の確保を加速させるため、都道府県支援を行うことができるよう支援者を養成する。対象者は都道府県歯科医師会担当者、都道府県庁職員、口腔衛生、統計学研究者など【実施主体：委託により選定(コンサル等)】

令和5年度は、補助対象箇所数を拡充するとともに、対象前年までの取り組みを周知し、各種データや評価指標の活用・分析方法及び施策立案についてのワークショップ等の研修会を新規で開催し、支援者の更なる養成を図る。

## 拡充 歯科医療提供体制構築推進・支援事業

令和7年度当初予算案 3.2億円 (2.7億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太方針2024」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体

#### ① 歯科医療提供体制構築推進事業

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。

【実施主体】都道府県  
 【補助率】1/2相当定額  
 【事業実績】5年度 10都道府県

#### 補助対象事業のイメージ(案)

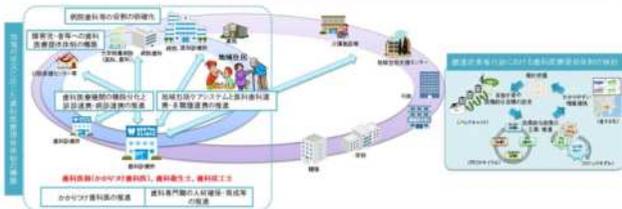
- ・ NDB (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) や KDB (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制(歯科歯科連携体制の構築等を含む)の検討
- ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・ 障害児者等への歯科医療提供体制
- ・ 災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築

#### ② 歯科医療提供体制構築支援事業【新規】

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて実施する様々な事業を支援する。

【実施主体】都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等  
 【補助率】1/2相当定額

- <事業例>
- ① 歯科医療機関の機能分化・連携 例：歯科医師確保対策、歯科医師育成支援
  - ② 病院歯科等の役割の明確化 例：地域の歯科診療所との連携(後方支援機能)強化、口腔・栄養連携推進
  - ③ 外来における医科歯科連携・多職種連携の推進
  - ④ 障害児者への歯科医療提供



## 災害歯科保健医療チーム養成支援事業

令和7年度当初予算案 5百万円 (5百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 被災地の歯科保健医療機能が回復するまでの間、避難所等において歯科保健医療支援を担うチーム(JDAT(日本災害歯科支援チーム))で活動を行う歯科医療関係者の養成(研修等)に必要な経費を支援する。

### 2 事業の概要

- 災害時に歯科保健医療支援を行うチーム(JDAT(日本災害歯科支援チーム))で活動を行う歯科医療関係者の養成のための研修を行う。
- 適宜、研修の実施に必要な標準的なテキストを見直す。

#### <受講対象者>

- 災害時に、歯科医療機関及び避難所等において歯科保健医療支援に関わる次のいずれかに該当する者
- ・ JDAT (日本災害歯科支援チーム) の活動の調整を行う歯科医師
  - ・ JDAT (日本災害歯科支援チーム) の活動を行う (又は活動を予定する) 歯科医療関係者 (歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等)
  - ・ 都道府県の災害時歯科保健医療関係部局の担当者
  - ・ その他必要に応じて、災害時の歯科保健医療に携わる歯科医療関係者 (JDAT (日本災害歯科支援チーム) と連携が想定される病院の歯科医師等)

#### <研修内容>

- 災害時に歯科保健医療支援を行う能力の向上を図るために実施する講義及び演習等
- ・ 災害時(主に急性期以降)の歯科保健活動(避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動、要援護者に対する口腔ケアや啓発活動等)やJDAT (日本災害歯科支援チーム) の役割・活動に関すること
  - ・ 災害対策に係る歯科保健医療活動以外の保健医療活動を行うチームとの役割分担・連携に関すること
  - ・ 災害時の歯科保健活動以外の歯科医療活動(応急歯科治療、遺体の身元確認等)に関すること
  - ・ 各地域におけるJDAT (日本災害歯科支援チーム) の養成に関すること

### 3 実施主体等

公益社団法人 日本歯科医師会(名宛て)



# 厚生労働省補助金 災害医療チーム等養成支援事業 研修会(2024年度現在)

## JDATロジスティクス研修会(計画中)

- 各構成団体におけるJDAT事務局対象
- 2024年度はロジスティクス基礎研修会をオンライン開催

## JDATアドバンス研修会(2020年度～)

- 各構成団体よりの推薦者対象
- 東京にて年3回

## JDAT標準研修会(2018年度～(旧:体制研修会))

- eラーニング(標準編1時間)による事前研修あり
- 中央開催はオンラインにて年1回、各構成団体よりの推薦者対象
- 地域開催を各構成団体及び傘下団体にて開催可、対象は運営側にて設定可

## JDAT基礎研修会(2024年度～)

- eラーニングのみ(基礎編2時間30分)
- どなたでも、いつでも
- PDFにて修了証発行

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>



## 災害歯科保健医療対策

JDAT(日本災害歯科支援チーム)

JDATロゴマーク

災害歯科保健医療eラーニング

JDAT標準研修会

JDATアドバンス研修会

日本災害歯科保健医療連絡協議会

日本災害歯科保健医療対策

災害歯科保健医療対策

災害

ア

こ

災

### 災害歯科保健医療eラーニング

基礎編の受講・研修登録はこちらから

標準編の受講・研修登録はこちらから

※基礎編修了後の受講を推奨します

研修受講に当たっての注意事項(基礎編)

研修受講に当たっての注意事項(標準編)

※必ず注意事項及び下記実施要領を読んでから研修登録を行うこと。  
※基礎編と標準編の両方を受講する場合はそれぞれ研修登録が必要となる。

約2時間30分

約60分

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>

## JDAT 平常時・災害時

### 平常時

- 研修と、体制整備
- 地域の災害対策や防災訓練に積極的に参画

### 被災時

- 地域の情報を
- 必要時は支援チームの派遣要請を提言
- 現地支援活動コーディネーターとして受援

地域での歯科保健医療提供体制の継続

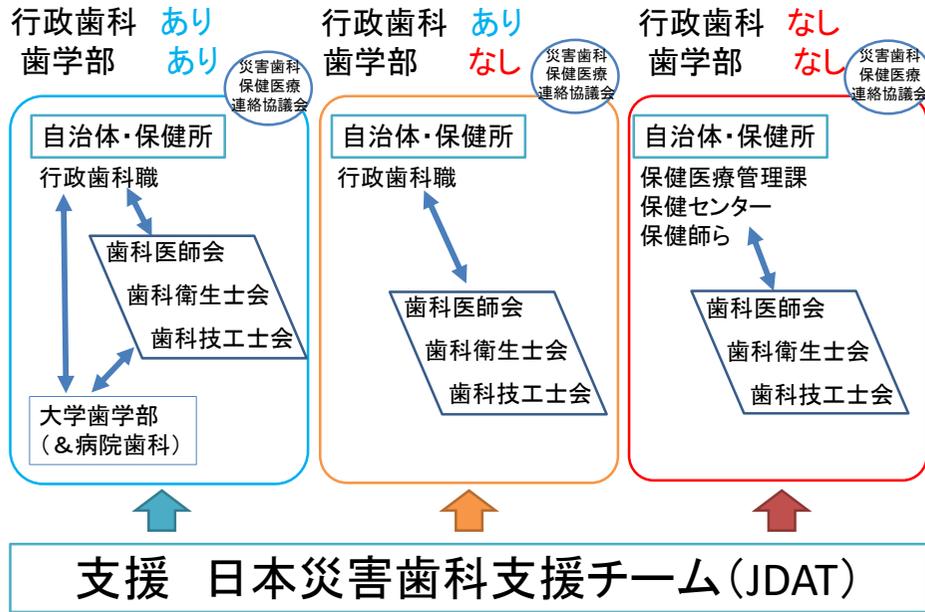
### 災害時

- 緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援
- JMATなどの医療チームの歯科との連携

## 大切なのは「共通化」「統一」

- 共通言語
  - 地域内外を繋ぐ
  - 組織内外を繋ぐ
  - アセスメント・記録 → システム化
- 情報管理・共有
  - リスクコミュニケーション
  - 積極的
- 組織的対応
  - 継続性、画一性

# 被災自治体における歯科保健医療支援



被災者の皆さまへ

## 避難所生活で健康に過ごすために

～以下の点にご注意ください～

- 水分・塩分補給**  
をこまめに  
トイレの裏にして水を飲む音が減ります。こまめに水分・塩分補給で熱中症予防をしましょう。
- 手を清潔に**  
食事の前やトイレの後には手洗いを。流水が使用できないときは、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。
- 食中毒に注意!**  
出された食事はすぐに食べましょう。下痢、発熱、手指に傷がある人は、調理や配食を行わないようにしましょう。
- 体の運動**  
エコノミークラス症候群の予防、寝たきりの予防のためにも積極的に体を動かしましょう。
- うがい・歯磨き**  
うがい、歯磨きをできるだけ行い、かぜの予防、口の中の衛生を保ちましょう。
- 十分な睡眠・休息**  
誰もが不安を感じています。休息や睡眠を意識してとりましょう。
- 必要なときはマスクを着用**  
咳をしているときや、アレルギーの原因となるほこりを避けるために、必要なときはマスクを使いましょう。
- 薬で困っている場合は相談を**  
薬が手元になかったり、薬で困っているときは、医師、薬剤師、保健師などに相談を。

次の方は避難所の事務所に申し出ましょう

- 妊婦の方
- 産後の方・小さいお子さまをお連れの方
- マタニティマークをつけた妊婦さんに配慮をお願いします。
- 病氣などで特別な食事の配慮が必要な方

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

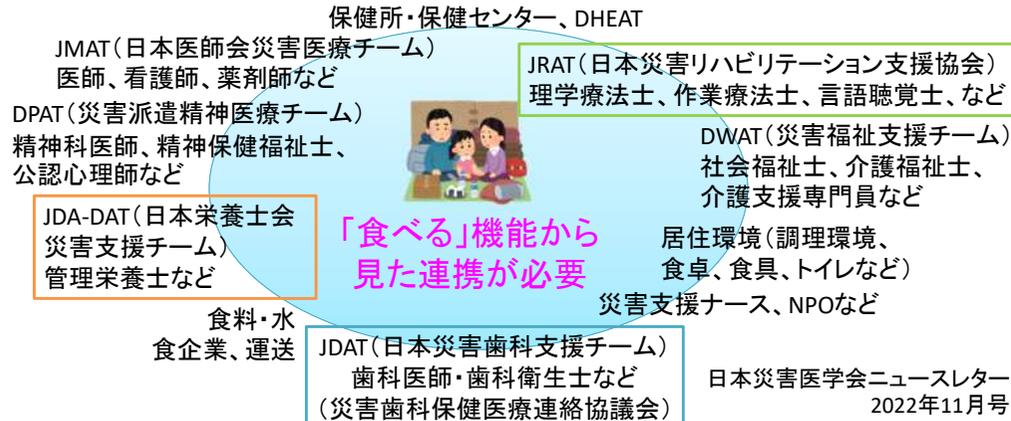
- 水分・塩分補給
- 食中毒注意
- うがい 歯みがき
- マスク着用

- 手の清潔
- 体の運動
- 十分な睡眠・休息
- 薬剤 (体調管理)

妊産婦・乳幼児  
特殊食品

## 災害時要配慮者に対する“食べる”支援の transdisciplinary approach

- 特にフレイル予防、誤嚥性肺炎予防には、被災直後からの“食べる”支援が重要
- それぞれの“食べる”支援が連携して補いあって、はじめて、安全かつ適切に栄養を確保する



## 【対象と方法】

2023年にはプレ試行コースを東京で2回、2024年には試行コースを3回 (東京・博多・名古屋で各1回) 実施した。

受講者にGoogle Formにて実施した事後アンケートから、プログラムの現状と今後の方向性を検討した。

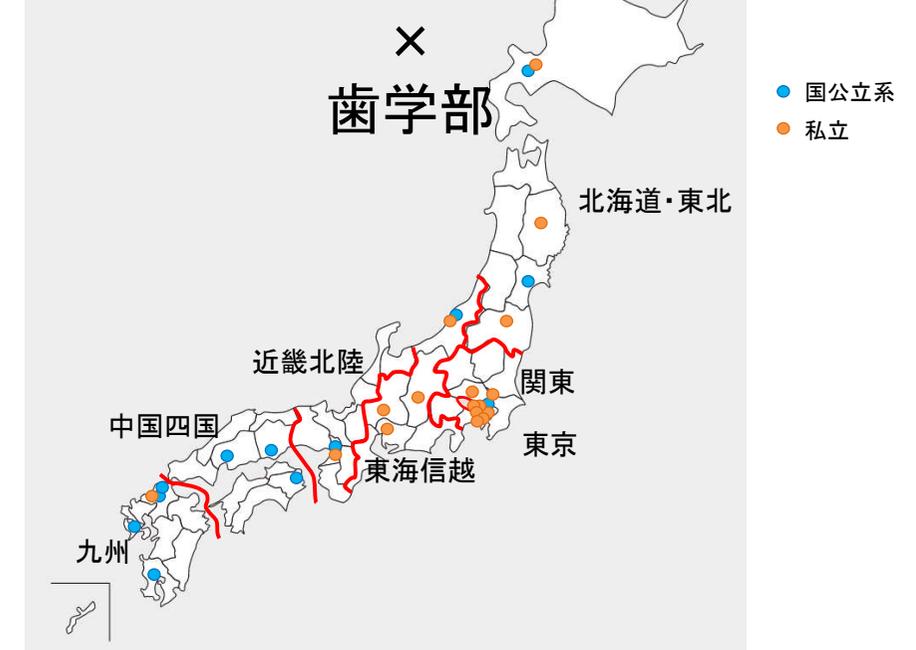
	受付
講義1	研修の目的・意義
講義2	わが国の災害保健医療体制
講義3	災害時活動の原則 (OSCA)
講義4	災害時の栄養問題と続発症
	休憩
講義5 演習	災害食演習 (準備)
講義6 演習	歯科からみた「食べる」評価 / 災害支援
講義7 演習	栄養からみた「食べる」評価 / 災害支援
	昼食 (災害食演習 (実食))
演習	災害食演習 (実食) まとめ
講義8 演習	リハビリテーションからみた「食べる」評価 / 災害支援
講義9 演習	災害時の「食べる」の多面的評価と連携 (演習)
	休憩
講義10	在宅・施設・地域における対人対応に必要な連携
講義11	被災者の心理や対応、背景
講義12	「食べる」の備蓄とBCP
総合質疑	総合質疑・討論
	試験説明、試験
	試験解答・解説確認
講義13	地域で多職種が連携して取り組む必要性と仕組みづくり
講義14	災害時の多職種多組織での情報共有
	修了式、写真撮影



# 大学(支援・教育)

- JDATの派遣における大学の役割
- 大学での教育の展開(途上)

# 日本歯科医師会におけるブロック



# 教育・研修の課題



○	▲	▲	×	▲
H22～ 大災害時の歯科保健医療を説明できる H28～ 災害時の歯科保健医療の必要性和歯科医師の役割を説明できる。 R4～ 災害時における歯科医師の役割を理解している。	H26～ 「救急・災害時の歯科保健医療対策(大規模災害時を含む)」 →数年に1題主にトリアージ	R3～ 「災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する」 →まだ数校、歯学部のみでは？	任意 数年に1回？ →演習の参加機会はずまわってこない？	

# 県外JDATの派遣先市町村と派遣チーム数(127)



- 1月18日 県外JDAT派遣開始
- 3月10日 県外JDATを北陸3県のみに限局
- 3月20日 県外JDAT派遣終了

# 県外JDATの派遣日数

派遣日数	チーム数
1	34
2	7
3	21
4	43
5	15
6	3
7	3
8	1

- 1チームは、3市町村で活動
- 派遣日数はまちまちで、隣県からの日帰りでの派遣もあった

# 県内JDATによる活動

- 歯科診療車による仮設診療所(珠洲市、2月4日～4月27日)
- 1.5次避難所巡回歯科保健医療活動(1月19日～4月20日)



# 県外JDAT 派遣先別一覧

●災害歯科支援チーム派遣行先表(県外のみ)



派遣元 派遣期間	チーム数 (のべ)	人数 (のべ)	職種の内訳(のべ)					派遣期間	活動期間	派遣期間 全日数	活動期間 全日数
			歯科 医師	歯科 衛生士	歯科 技士	事務職	その他				
県内+県外 1/7~4/27	363	1,322	803	459	12	45	3				
県外のみ 1/18~3/20	127	482	273	149	12	45	3	県外のみ 1/18 ~3/20	1/19 ~3/20	405 (100%)	253.5 (63%)
		100%	57%	31%	3%	9%	1%				

## 【属性・派遣】

資格や立場	人	%
歯科医師	153	58.0%
歯科衛生士	90	34.1%
歯科技士	2	0.8%
事務	19	7.2%

令和6年能登半島地震への、JDATとしての派遣回数	人	%
1回のみ	236	89.4%
2回以上	28	10.6%

自分のチーム(JDAT)を構成していた職種全て	人	%
歯科医師	53	20.1%
歯科医師、歯科衛生士	117	44.3%
歯科医師、事務職	17	6.4%
歯科医師、歯科技士	9	3.4%
歯科医師、歯科衛生士、歯科技士	12	4.5%
歯科医師、歯科衛生士、歯科技士、事務職	2	0.8%
歯科医師、歯科衛生士、事務職	47	17.8%
その他	7	0.4%

派遣元事務局(都道府県歯科医師会等)による交通手段や宿泊の手配有り	人	%
有り	217	82.2%
なし	47	17.8%

災害時の歯科保健医療に携わった経験回数	人	%
今回が初めて	204	77.3%
経験あり(1回)	30	11.4%
経験あり(2回)	12	4.5%
経験あり(3回)	3	1.1%
経験あり(4回)	3	1.1%
経験あり(5回以上)	12	4.5%

メインの職場	人	%
歯科診療所	168	63.6%
大学歯学部・専門学校などの歯科医学に関する教育機関	16	6.1%
大学病院などの教育機関付属の医療施設	8	3.0%
病院歯科・病院歯科口腔外科	8	3.0%
歯科技工所	2	0.8%
自治体	11	4.2%
歯科医師会(事務局員、歯科医師会設立の診療所職員、とも)	33	12.5%
介護事業所	3	1.1%
福祉施設	2	0.8%
その他:歯科衛生士(フリーランス、嘱託、地域活動、など)	10	3.8%
歯科医師(閉院、審査委員会)	3	1.1%

令和6年能登半島地震における JDAT(日本災害歯科支援チーム)による支援活動の実態調査(2024年7月実施)  
 全回答数 295(回収率 74.1%), 集計同意回答数 264

## 【派遣前の研修】

厚生労働省補助金事業「災害歯科保健医療体制研修会」の受講した経験	人	%
あった	117	44.3%
なかった	147	0.0%

※要確認、異なる研修会と混同している可能性あり

その他の、災害歯科の研修を、派遣前に受講した経験	人	%
あった	150	56.8%
なかった	114	43.2%

派遣元組織や所属組織による派遣前研修の有無	人	%
あった	73	27.7%
なかった	191	72.3%

※簡単な趣旨説明、資料の提供、平時より準備、等の回答も多く、「派遣前研修」とは呼べないものも多く含まれていると推察される

## 【派遣時(前)の情報共有】

派遣元事務局を通じた、派遣前に日本歯科医師会の本部から発出していた支援に関する情報伝達の有無	人	%
はい	226	85.6%
いいえ	38	14.4%

派遣の初日の、石川県歯科医師会からのオリエンテーションの有無	人	%
はい	187	70.8%
いいえ	77	29.2%

令和6年能登半島地震における JDAT(日本災害歯科支援チーム)による支援活動の実態調査(2024年7月実施)  
 全回答数 295(回収率 74.1%), 集計同意回答数 264

## 【書類の記載方法への理解】

「様式1」は、活動中は「歯科保健医療救護個別記録表」記載し、活動後に集約を記載する「報告書」であること	人	%
知っていた	216	81.8%
知らなかった	48	18.2%

「様式2」の記載方法を(演習で経験する等)	人	%
知っていた	171	64.8%
知らなかった	93	35.2%

「様式2」を、別の個別情報の記載用紙(災害歯3-3)に記載したうえで、集約して記載する形をとった	人	%
とった	195	73.9%
とらなかった	69	26.1%

## 【派遣時(後)の情報共有】

<以下は「様式1」「様式2」の派遣元(都道府県歯科医師会等)への提出を担当した方、87人よりの回答>

a 派遣後の「様式1」「様式2」の派遣元(都道府県歯科医師会等)への提出	人	%
スムーズに行えた	76	87.4%
スムーズに行えなかった	10	11.5%
無回答	1	1.1%

b 同一地域への次の「派遣チーム及びその連絡先」はわかっていたか?	人	%
わかっていた	59	67.8%
次チームへの引継ぎを行った 行わなかった	50 9	
わからなかった	26	29.9%
無回答	2	2.3%

# 東京都市部における課題

- 課題の特徴
- 歯科支援の課題

# 東京都都市部における課題の特徴

- 東京都で予想されること
  - 避難所不足、3日後以降の対応、タワマン孤立、インフラ回復、がれき・ゴミ処理
- 東京都の支援の問題
  - 人もモノも移動できない、東京DMATと日本DMAT
- 東京都(庁)における体制づくりの現状

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相③  
～首都直下地震が発生すると…(避難所での避難生活)～

想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

避難所をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通になったため、避難所へ避難する。 ▼避難所に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、収容力を越える事態が発生 ▼停電や通信の途絶等により、避難者数の把握や安全確認、必要な物資の把握が困難化 ▼住民同士のつながりが希薄な地域では、助け合いが進まず、避難所の運営等が混乱するおそれがある ▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加 ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加 ▼ごみ・尿処理収集の遅れにより、生活ごみや尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化 ▼過密やプライバシー欠如、劣悪な衛生環境等を忌避し、屋外に避難する避難者が発生 ▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性 ▼プライバシー不足や生活ルール、ベッド等に関するトラブル増加 ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅へ戻り始める ▼道路寸断や交通機関の状況の違いにより、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生 ▼高齢者や既往症を持つ人などが、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性 ▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大 ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚、知人宅、応急仮設住宅等に移り、避難者数が減少 ▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化	▼スマートフォン等のバッテリーが切れ、家族との連絡等が困難化 ▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大 ▼利用可能地域でも輻輳により、携帯電話の通話がつながりにくくなる ▼メール、SNS等の大規模な運用等が発生 ▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化 ▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性 ▼停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性	▼備蓄により飲用水が確保されるが給水車による給水は限定的 ▼臨時の避難所等を把握できず、食料や救護物資等が配給されない事態が発生 ▼避難所外避難者等が食料を取りに訪れるため、避難所物資が早期に枯渇する可能性 ▼道路被害や渋滞等により、必要なタイミングで必要量の物資を供給することが困難化 ▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足 ▼必要とする情報や物資等が変化・多様化し、行政が避難者のニーズに対応しきれなくなる ▼物資不足が長期化した場合、暗害や窃盗など、治安の悪化を招く可能性	▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性 ▼特に夏季においては感染症の発生につながる可能性 ▼汲み取り式のトイレでは、バキュームカーの不足等で早期に使用が困難化 ▼燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、使用困難化 ▼衛生環境が悪化した場合に、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が蔓延する可能性 ▼清掃が行き届かず、ほこりが舞うことによる気管支炎を発症し、特に喘息等の既往症を有する人は症状が悪化する可能性

◆被害が甚大な地域での避難所生活は、発災直後の混乱のみならず、電力・通信、飲食・物資、トイレ・衛生など、様々な課題が発生し、時間を追うごとに多様化

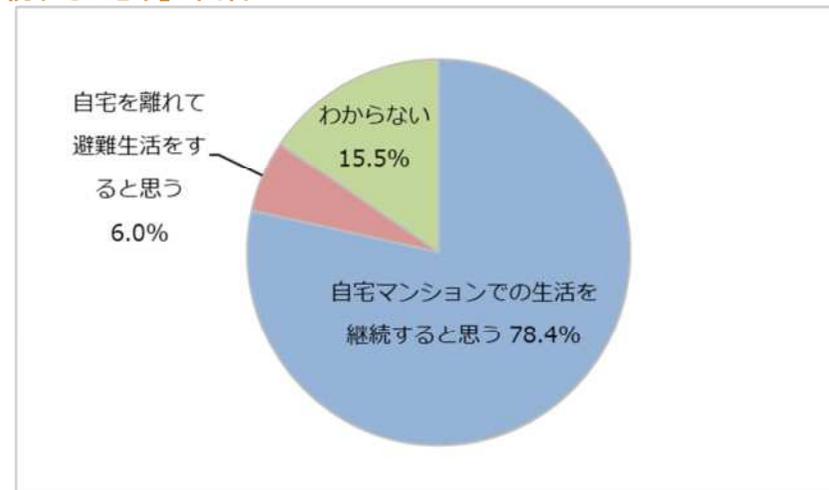
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021641/index.html>

## 被害想定報道だけを見てはわからない

- 「首都圏直下地震」被害想定(東京都, 2022年5月25日)
- 建物被害約19万4400棟、死者6148人、負傷者9万3435人
  - 避難者約299万人、帰宅困難者453万人 横浜市人口 378万人 大阪市人口 275万人
  - この10年で、建築物の耐震・耐火が進み、被害は軽減

『地震直後には停電で人工呼吸器などが停止し死亡するおそれがあるほか、数日後からは車中泊によるエコノミークラス症候群などによる死亡が、そして、1か月以上あとには、慣れない環境での心や体の不調による自殺なども想定される』

■「もしも大地震に被災したら、その後はどこで生活することを想定していますか？」という問いに対し、78.4%(1,717名)が「自宅マンションでの生活を継続すると思う」と回答



【マンション住民約2,200名が答えた、防災対策アンケートの結果を発表】  
大地震発生後、全体の約8割の住民が自宅での被災生活を想定している一方で、全体の約5割が不安を感じている  
～マンションでの暮らしに安心をプラスする防災対策をサポート～  
2023年3月2日  
株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

■調査期間: 2023年1月26日～2月6日  
■調査手法: インターネット調査  
■有効回答: 2,189名

自宅に留まった場合の生活環境イメージ②



平成22年3月18日に開催されました中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」(第20回、最終回)参考資料1  
大規模水害対策に関する専門調査会報告 <https://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/senmon/daikibosugai/index.html>

# マンションの在宅避難のポイント

- 耐震診断や改修で、耐震基準への適合を確認
- エレベーターを動かす非常電源の設置
- 防災マニュアルの作成
- 年1回以上の防災訓練の実施
- 3日分程度の水・食料の備蓄
- 簡易トイレ、給水タンクなどの確保
- 災害時の連絡体制の整備



高層マンション住民は避難所に行かず「在宅」お願い...大地震発生時 東京都が防災計画修正 必要な準備は？  
東京新聞 2023年7月14日 06時00分

## 被害想定の記事だけを見てはわからない

「首都圏直下地震」被害想定(東京都, 2022年5月25日)

- 建物被害約19万4400棟、死者6148人、負傷者9万3435人
- 避難者約299万人、帰宅困難者453万人 横浜市人口 378万人  
大阪市人口 275万人
- この10年で、建築物の耐震・耐火が進み、被害は軽減

『地震直後には停電で人工呼吸器などが停止し死亡するおそれがあるほか、数日後からは車中泊によるエコノミークラス症候群などによる死亡が、そして、1か月以上あとには、慣れない環境での心や体の不調による自殺なども想定される』

## 「東京被害想定デジタルマップ」

<https://www.higaisoutei.metro.tokyo.lg.jp/mydmgpred.html>

# 「東京マイ被害想定」

**被害状況と取るべき行動**

■被害の状況・身の回りの様相（概要）

強い揺れに襲われる、広域的な停電が発生、手洗エリアが閉鎖、漏水が発生、トイレが使用不可、避難所が混雑化、多くの場所で火災が発生、避難所被害による通行困難化、鉄道が運行停止

■取るべき防災行動

	自分自身や家族の身の安全を守りましょう！	周囲の人との協力・助け合いを心がけましょう！
平時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具類の転倒や落下を防ぐため、家具等の固定など事前に対策を取りましょう。</li> <li>集中電源や非常電源などを用意しておきましょう。</li> <li>飲食料や携帯トイレなど、必要な物資については、東京直下などで確認しましょう。</li> <li>防災ブルーカードの設置など、火災を防ぐ準備をしておきましょう。</li> <li>火災が発生した時に備えて、消火器の設置や消防車の呼び寄せなどをしておきましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からあいさつや、町内自主主催の防災訓練等に参加することで、ご近所との付き合いの幅を広げておきましょう。</li> <li>地域の自主防災組織や消防団の活動に参加してみましょう。</li> <li>防災ブック『東京防災』を活用し、家族会議や学校、近隣の方々と防災対策について話し合いましょう。</li> </ul>
震災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>強い揺れを感じたら、すぐに身の安全を確認しましょう。</li> <li>揺れがおさまったら、家族の安全を確認しましょう。</li> <li>揺れがおさまったら、火の元を確認し、出火した際には落ち着いて消火しましょう。</li> <li>自宅の安全が確認できれば在宅避難に努めましょう。</li> <li>無理な帰宅は控え、一時滞在施設で待機しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒れている人に声をかけて反応がなかった場合は、大声で近くの人に助けを依頼しましょう。</li> <li>救助や避難の手助けを必要としている人がいないか確認しましょう。</li> <li>妊婦・子供・高齢者・外国人・障害のある方などへの思いやりと支援を心がけましょう。</li> </ul>

首都直下地震への備え、東京被害想定マップと東京マイ被害想定を活用しよう！  
2024/10/09



NHK 特集記事 相次ぐ災害 教訓を忘れないために  
2019.04.08 “首都直下地震” その時、どこにも住めない!?  
[https://www3.nhk.or.jp/news/special/saigai/select-news/20190408\\_01.html](https://www3.nhk.or.jp/news/special/saigai/select-news/20190408_01.html)

## 東京都市部における歯科支援の課題

- 外部からの支援の課題
  - 交通、宿泊
- 現地コーディネートの課題
  - 地元の人材の確保、連携拠点の確保、大学との連携
- 被災者支援の課題
  - 分散、
- 歯科診療体制の継続
  - センターが拠点は持っている？

## 歯科の拠点の条件は？

- (半)公共の場所での拠点 → 参集・物資管理・診療の全ての拠点となりえる
- 拠点があればそこに本部を設置すれば歯科内の連携がとりやすい
- 更に、他の保健医療関係の拠点と近ければ、多職種・多組織連携も容易となる
- 候補は、歯科医師会館／障害者歯科・休日夜間歯科診療所／公的医療機関の歯科診療所など
- 支援活動には勤務歯科医師や歯科衛生士を活用しないと、歯科診療所が平常化できなくなる

# 口腔保健センター ＝ 災害時の歯科救護所の指定

「高槻市地域防災計画」

令和3年2月

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/keikaku/1137.html>

資料編 資料77「第7 医療・保健衛生」

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/uploaded/attachment/1749.pdf>

歯科救護所(2箇所)  
高槻島本夜間休日応急診療所  
高槻市立口腔保健センター

高槻市(中核市)人口35万人

第7 医療・保健衛生			
市立口腔保健センター			
施設名	住所	電話番号	
大阪府三島救命救急センター	南芥川町1番1号	0630-9911	
市立歯科救護所(7箇所)			
施設名	住所	電話番号	
高槻市十字病院	阿武野一丁目1番1号	096-0571	
北野総合病院	北野町6番24号	096-2121	
大阪医科大学三島南病院	玉川新町8番1号	077-1333	
みどりヶ丘病院	真上町三丁目1番1号	081-0717	
高槻病院	古賀町一丁目3番13号	081-3801	
第一東和会病院	笠野町2番17号	071-1008	
うさだ下田病院	泉町3番1号	073-7722	
救護所(避難所に併設の箇所)			
施設名	住所	電話番号	
北津水小学校	安岡寺町六丁目2番1号	088-4316	
日吉台小学校	日吉台一丁目2番18号	089-1530	
南平台小学校	南平台五丁目20番1号	090-5751	
都家小学校	都家町6番1号	083-1881	
高槻小学校	本町3番69号	074-0403	
五百住小学校	豊美の郷町2番1号	094-7272	
三輪教小学校	三島江一丁目13番6号	077-0830	
五輪小学校	五輪町1番1号	069-0181	
芝北小学校	芝北町三丁目30番1号	077-2721	
歯科救護所(2箇所)			
施設名	住所	電話番号	
高槻島本夜間休日応急診療所	南芥川町1番1号	0630-9999	
高槻市立口腔保健センター	城東町5番1号	061-0105	

## 今後に向けて

- 歯科診療所として
  - まずは、小さな災害から考える?
  - アウトカムベースでのBCP
- 歯科医師会として
  - 地域歯科保健のコーディネート体制
  - 中央化・システム化の流れとともに

## 災害時の歯科保健医療体制

歯科医療活動		歯科保健活動
今、困っている人	対象	今は、なんともない人
あり	本人のニーズ	なし
歯が痛い人 歯ぐきが腫れた人 通院中だった人 義歯破損・不適合の人	対象	特に重要なのは要配慮者 高齢者(摂食・嚥下障害など) 有病者(糖尿病など)／障がい者 乳幼児・小児／妊婦
痛みを軽減する 適切に食事ができるようにする	目的	口腔感染症予防、むし歯予防、 歯周病予防、誤嚥性肺炎予防
応急歯科診療 歯科受診への調整	やること	口腔ケア、口腔ケア啓発 お口の体操、健康教育
災害拠点病院 DMAT/JMAT 日赤 etc.	連携	自治体 保健所 保健センター etc.
地域保健医療体制の回復		
歯科医院・病院歯科の再開		自治体の歯科保健サービスの再開

## BCP(事業継続計画)

NHK

自然災害や感染症など緊急事態が発生した際、重要な事業を継続させること、もし中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方法や体制を示す計画

- ✓ 想定事象は災害だけではない(感染症やテロ、システム障害など)
- ✓ 「BCP」と「防災計画」は異なる
- ✓ 法律で義務づけられてはいないが、

影響が全国に及ぶことがあり重要性 高まる  
(介護事業所では、2024年4月からBCPが義務化)

# BCP 歯科診療所が守るべきものとは NHK

- 従業員の命と安全**
  - ✓ 従業員の安全確保「安全配慮義務」
    - ※従業員がいなければ事業継続難しい
    - スタッフ(とその家族を含む生活環境)を守る
- 歯科診療所の重要業務**
  - ✓ 歯科を通じて地域住民の健康を守ること
  - ✓ 災害時要配慮者の口腔健康管理
  - ✓ 業界団体(歯科医師会など)での相互支援
- 地域への協力・貢献**
  - ✓ 診療所の早期再開・口腔衛生用品の提供
  - ✓ 避難所・福祉避難所・施設などへの訪問歯科保健活動

NHK 災害の備え 災害 その時どうする 2023.02.24  
BCPとは…あなたの企業は？どうやって作る？

## 地域保健のContinuity Plan

- 自分の管理している施設
  - 学校
  - 介護施設・障害者施設
  - 事業所
- 避難所・福祉避難所
- 在宅療養者

まずは、かかりつけ歯科として、地域包括ケアの一端を担っていることが前提  
(外来診療、歯科訪問診療、訪問口腔ケア、歯科保健啓発による健康づくり活動)

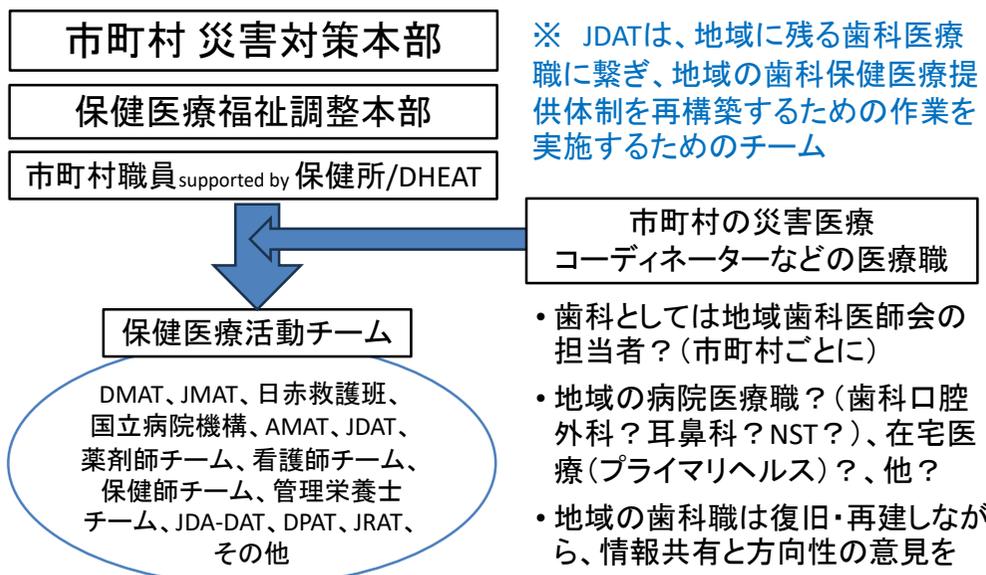
その結果

かかりつけの患者さんたちが、関係する施設の人たちが、災害時に数週間の歯科的介入がなくなったとしても、自分達で対応できるような体制づくり  
(数週間後の介入でも可逆的な範囲に留まるように)

## 歯科診療所におけるBCP (Business Continuity Plan)の観点

- BusinessのContinuity Plan
- 早期の再開に向けた最小限の被災と早期の再開
    - 物流停止時の備蓄
    - インフラが整わない時は応急処置/訪問のみ?
    - Staffの家族の生活も含めた緊急時の人員確保?
- OutcomeのContinuity Plan
- 災害発生後の、患者の口腔の健康を守る

## 市町村におけるJDATのコーディネート



# 災害対応 → 対策・防災

直接支援  
被災者支援

支援者支援  
間接支援

災害支援  
緊急援助

×

地域支援  
地域防災

体制・準備



お近くの方  
お伝えの  
配布等に  
承諾は不!

いつもの生活を  
取りもどす!

熊本地震で被災された皆さまへ  
いつもの生活を  
取りもどすための  
役立つ情報まとめ

政府からのお知らせ  
2016年4月28日発行  
2016年5月12日更新

熊本地震被災者応援ブック(内閣府) [https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/kumamoto\\_earthquake/book.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/kumamoto_earthquake/book.pdf)

いつもの生活  
を続けられる  
準備をしよう!

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

## 災害の「備え」チェックリスト

監修/内閣府政策統括官(防災担当)、内閣府男女共同参画局

### 非常用持ち出し袋 避難の際に持ち出すもの!

- |  |                                     |  |
|--|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 水   | <input type="checkbox"/> 軍手         |  |
| <input type="checkbox"/> 食品<br>(ご飯(アルファ米など)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、<br>乾パンなど:最低3日分の用意) | <input type="checkbox"/> 洗面用具       |  |
| <input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット・防災ずきん  | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉  |  |
| <input type="checkbox"/> 衣類・下着   | <input type="checkbox"/> タオル        |  |
| <input type="checkbox"/> レインウェア  | <input type="checkbox"/> ペン・ノート     |  |
| <input type="checkbox"/> 紐なしのズック靴  | — 感染症対策にも有効です!! —                   |  |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯(※手動充電式が便利)   | <input type="checkbox"/> マスク        |  |
|  | <input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコール |  |

### 高齢者がいる家庭の備え

- |                                  |                                   |                                       |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ | <input type="checkbox"/> 入れ歯      | <input type="checkbox"/> デリケートゾーンの洗浄剤 |
| <input type="checkbox"/> 杖       | <input type="checkbox"/> 入れ歯用洗浄剤  | <input type="checkbox"/> 持病の薬         |
| <input type="checkbox"/> 補聴器     | <input type="checkbox"/> 男性用吸水パッド | <input type="checkbox"/> お薬手帳のコピー     |

ほかにも、家庭に必要なものは日ごろから備えておきましょう

- 歯ブラシ→やわらかめ
  - 歯間ブラシ
  - デンタルフロス→糸ようじ
  - 義歯用ケース→食品保存  
密封容器
  - 液体ハミガキ  
(5年保存・1回分)
- 水が不要な口腔ケア用品
- 
- 歯みがきシート

### うがいの不要な歯みがき剤

液体 ジェル フォーム

医薬部外品 医薬部外品 医薬部外品

### 少ない水での入れ歯のケア

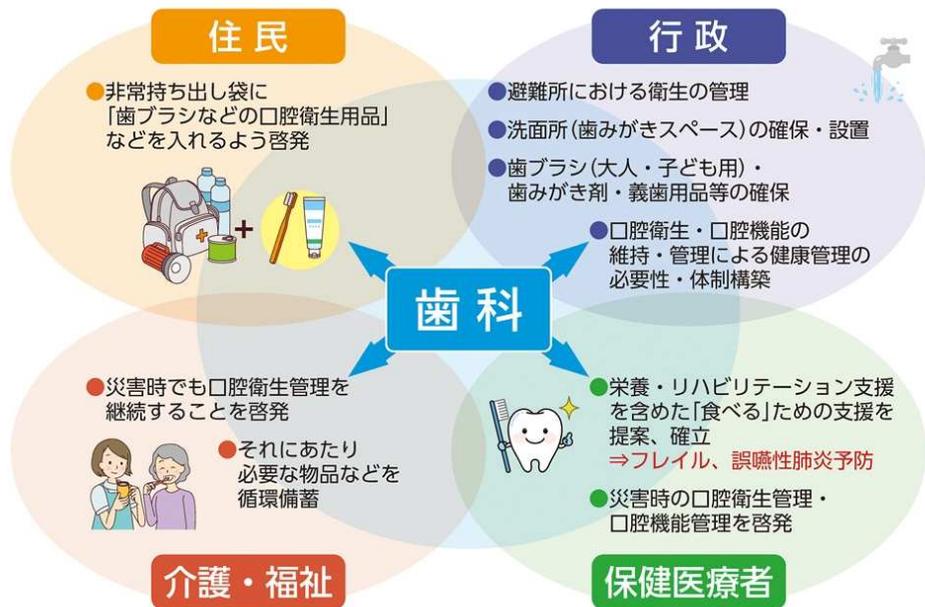
ポリテント フレッシュクレンズ

歯磨きや臭いが気になる時に  
歯をブラッシングする際はお水やお湯を  
節約しながら、歯磨き剤を  
使ってください。

1. 歯磨き剤を歯に塗ります。
2. 歯磨き剤をブラッシングします。
3. すすぎを繰り返して、歯を清潔に保ちます。

洗面所

## 災害時のために歯科がしておくべきこと



令和4年度厚生労働行政推進調査 <http://jsdphd.umin.jp/pdf/22IA2006.nkkk.booklet.4p.pdf>

日本歯科医師会 Japan Dental Association

国民のみなさま 歯科医師のみなさま 日本歯科医師会

HOME ▶ 日本歯科医師会の災害歯科医療対策

○ 日本歯科医師会の災害歯科医療対策

動画

日歯8020テレビ

自分でできることは?

今回はそんな中でもお口の健康を守る為に自分自身でできることをお伝えします

災害時の歯みがき方法

活動要領・行動指針・規則  
根拠法・協定  
共通書式・アクションカード  
参考文献  
日歯8020テレビ  
生涯研修ライブラリー  
eラーニング



## 厚生労働省補助金 災害医療チーム等養成支援事業 研修会(2024年度現在)

### JDATロジスティクス研修会(計画中)

- 各構成団体におけるJDAT事務局対象
- 2024年度はロジスティクス基礎研修会をオンライン開催

### JDATアドバンス研修会(2020年度～)

- 各構成団体よりの推薦者対象
- 東京にて年3回

### JDAT標準研修会(2018年度～(旧:体制研修会))

- eラーニング(標準編1時間)による事前研修あり
- 中央開催はオンラインにて年1回、各構成団体よりの推薦者対象
- 地域開催を各構成団体及び傘下団体にて開催可、対象は運営側にて設定可

### JDAT基礎研修会(2024年度～)

- eラーニングのみ(基礎編2時間30分)
- どなたでも、いつでも
- PDFにて修了証発行

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>



日本歯科医師会 Japan Dental Association

国民のみなさま 歯科医師のみなさま 日本歯科医師会

HOME ▶ 歯科医師のみなさま ▶ 災害歯科保健医療対策

○ 災害歯科保健医療対策

JDAT (日本災害歯科支援チーム) JDATロゴマーク 災害歯科保健医療対策

災害歯科保健医療eラーニング JDAT標準研修会 災害歯科保健医療対策

JDATアドバンス研修会 日本災害歯科保健医療連絡協議会

災害歯科保健医療eラーニング

基礎編の受講・研修登録はこちらから 標準編の受講・研修登録はこちらから ※基礎編修了後の受講を推奨します

研修受講に当たっての注意事項(基礎編) 研修受講に当たっての注意事項(標準編)

※必ず注意事項及び下記実施要領を読んでから研修登録を行うこと。  
※基礎編と標準編の両方を受講する場合はそれぞれ研修登録が必要となる。

約2時間30分 約60分

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>

災害時の清潔&健康ケア  
PDFファイル

災害時の手の清潔、オーラルヘルスケアについてわかりやすくご利用下さい。

**災害時の清潔・健康ケア**

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

**災害時の手の清潔**

多くの人が出入りする避難所などでは、いつもより手が汚れがちです。手を清潔に保ちましょう。

**災害時のオーラルケア**

オーラルケアが不十分だと、ムシ歯や歯周病、感染症や顎顔性肺炎などのリスクも高まります。

**災害時のオーラルケア**

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

A2編  
A3編

**災害時の清潔・健康ケア**

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

**災害時の手の清潔**

多くの人が出入りする避難所などでは、いつもより手が汚れがちです。手を清潔に保ちましょう。

**災害時のオーラルケア**

オーラルケアが不十分だと、ムシ歯や歯周病、感染症や顎顔性肺炎などのリスクも高まります。

**災害時の手の清潔**

多くの人が出入りする避難所などでは、いつもより手が汚れがちです。手を清潔に保ちましょう。

**災害時のオーラルケア**

オーラルケアが不十分だと、ムシ歯や歯周病、感染症や顎顔性肺炎などのリスクも高まります。



<https://www.lion.co.jp/ja/emergency-care/download.php>

今日を愛する。  
**LION**

災害時の清潔・健康ケア情報

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

**災害時の清潔・健康ケア**

災害時は、避難所生活や水不足など、生活していく上で衛生上のリスクが高まるため、体を清潔に保ち、健康に留意することが重要です。体力のないお子様や高齢の方は特に注意が必要です。

**災害時のオーラルケア**

オーラルケアが不十分だと、ムシ歯や歯周病、感染症や顎顔性肺炎などのリスクも高まります。

<https://www.lion.co.jp/ja/emergency-care/>

非難時持ち出し品チェックリスト

災害時のための清潔&健康ケアBOOK

今日を愛する。  
**LION**

災害時のための清潔&健康ケアBOOK

災害時のための清潔&健康ケアBOOK

<https://www.lion.co.jp/ja/emergency-care/download.php>

**方**

覚えてください、防災にオーラルケア。

健康が最大の災害時には、まず清潔に食料や水、毛布などの準備が必要となります。しかし、「災害持ち出し」というような気分の悪い状況下では、お口のケアは重要な役割があります。

**歯みがき、お口のケアはあなたの命を守ります！**

**肺炎を防ぐために歯みがきを！**

- お口が清潔でないと細菌が増殖し、肺炎になりやすく、全身の病気の悪化につながります
- 高齢者は特に注意が必要です

**入れ歯をきれいにし肺炎を防ぎましょう**

- お口を清潔に保つには入れ歯のお手入れが大事です
- 食後に入れ歯をきれいにしましょう
- 夜寝るときは入れ歯をはずしましょう

**歯みがきがないとき**

- 食後に少量の水やお茶をうがいをします
- ハンカチやティッシュで歯の汚れをとるのも効果があります

**だ液を出す工夫を**

- だ液はお口の中をきれいに保つはたらきがあります
- 耳の下、ほお、あごの下を手でもんだり、あたためると、だ液が出やすくなります

**水が少ないときの歯みがき**

- 約30mlの水を用意
- 水でハブラシをぬらして歯みがきします
- 洗い間にハブラシの汚れをティッシュでふきとります
- コップの水を少しずつお口に含む、2~3回にわたって、すすぎます
- 液体ハミガキ、洗口液があれば、水のわりにお使いください(水のすすぎは不要)
- うがい薬もお口を清潔に保つのに効果的です

監修：神戸常盤大学短期大学部 口腔保健学科 足立平先生  
提供：一般財団法人 サンスター財団、サンスターグループ

**SUNSTAR**

**Mouth & Body Topics vol.3**

健やかな口 健やかな身体

人々の健康を口から守る  
～災害時の歯痛性肺炎予防の事例から～

中久木 康一 先生  
足立 平 先生

歯みがき、お口のケアはあなたの命を守ります！

**SUNSTAR**

# 月刊nico 2018年8月号

**歯科の災害保健医療支援**

大規模災害が起こったとき、現地で保健医療支援活動を行うのは、歯科の医療者だけではありません。歯科医療者も、歯と口腔の面から被災者のかたちの健康を支えています。一般にはあまり知られていない、歯科の災害時の保健医療支援活動について、日本歯科災害保健研究会の災害歯科コーディネーターを務めた先生にお話をいただきます。

中久木 一幸

**非常用持ち出し袋に入れておきたい オーラルケアグッズ**

基本セット

- 歯ブラシ**: 歯ブラシを保管している状態でも、歯が擦れる心配はありません。災害時に持ち出し袋に入れておきましょう。
- 歯間ブラシ・フロス**: 歯間ブラシは、歯の隙間の掃除に役立ちます。歯間フロスは、歯と歯の間の汚れを落とすのに役立ちます。
- 液体ハミガキ**: 歯磨き粉の代わりに使えます。災害時に持ち出し袋に入れておきましょう。
- 口腔ケア用のウェットティッシュ**: 歯磨き粉がなくても、歯を清潔に保つのに役立ちます。
- 入れ歯ケースや歯用用品**: 入れ歯のケースや歯用用品は、災害時に持ち出し袋に入れておきましょう。
- 入れ歯洗浄シート**: 入れ歯の洗浄に役立ちます。
- 入れ歯用ブラシ**: 入れ歯の掃除に役立ちます。
- 入れ歯ケース**: 入れ歯の持ち運びに役立ちます。
- 入れ歯洗浄剤**: 入れ歯の洗浄に役立ちます。

医歯薬出版, 2014年, 3960円



砂書房, 2011年, 3080円



クインテッセンス出版, 2016年, 1980円



一世出版, 2015年, 2200円



医歯薬出版, 2018年, 7200円



医歯薬出版, 2021年, 3850円



平成30年度～令和4年度 JSPS科研費  
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/19K10420.nkkk.4p.pdf>

**大規模災害時には「食べる」支援の連携が必要**

歯科保健医療支援活動と「食べる」支援の連携が必要であること、被災者への「食べる」支援の重要性を述べ、連携を促す。

**災害時に歯科がすべきこと**

1. 災害時地域歯科保健医療体制への支援

2. 被災者への口腔ケア

3. 被災者への歯科診療

4. 被災者への歯科保健指導

5. 被災者への歯科保健相談

6. 被災者への歯科保健教育

7. 被災者への歯科保健啓発

8. 被災者への歯科保健支援

9. 被災者への歯科保健協力

10. 被災者への歯科保健連携

日本災害時公衆衛生歯科研究会  
<http://jsdphd.umin.jp/>



日本災害時公衆衛生歯科研究会  
 Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry (D

**メーリングリスト**  
**各種書式・パンフレット**  
**研修媒体動画**  
**研修会資料・動画**

ポスター・パンフレット | 記録票・資料 | 研修教材 | 研修会記録 | 書籍・報告書 | ML登録

書籍・研究報告書など

研修会動画・配布資料など

研修動画・活動動画・研修準備資料など

アセスメント票・アクションカード・パンフ・ポスターなど

目的

災害時に歯科口腔保健に必要な知識・技能を習得し、被災者への支援に活用できるようにするための研修を実施する。

1) 災害時の歯科口腔保健の標準化などの提案を出していくシクナ!

2) 災害時の多職種連携での対応のあり方を探り体制を構築して!

3) 研修の題材やスタイルを作成し、それを試し完成させてい!

4) 必要であれば出張研修の依頼を受ける母体

2015年6月15日発行  
 一世出版  
 A3判 2000円

日本災害時公衆衛生歯科研究会 ML登録係  
[jsdphd-admin@umin.net](mailto:jsdphd-admin@umin.net)



## 災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]

### ●災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]

※YouTubeにリンクが飛びます

	<p>○ 災害歯科 個別複数アセス記載 セルフワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別複数アセス記載 アセスメント全体の概要</li> <li>・個別複数アセス記載 セルフワーク事前解説</li> <li>・個別複数アセス記載 事例1+事例1の解説</li> <li>・個別複数アセス記載 事例2+事例2の解説</li> <li>・個別複数アセス記載 記載の注意事項</li> </ul>
	<p>○ 災害時の避難所における歯科保健医療個別アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Scene 1 高齢の女性</li> <li>・Scene 2 幼児がいる女性</li> <li>・Scene 3 歯が痛い男性</li> <li>・Scene 4 高齢の母とその娘</li> <li>・Scene 5 じっとしている男性</li> <li>・Scene 6 高齢者の介護者</li> </ul>
	<p>○ 活動記録紹介動画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年 熊本地震</li> <li>・2017年 九州北部豪雨</li> </ul>

日本歯科衛生士会  
協力

動画 5分  
1カ月の活動の流れ

動画 10分  
組織的間の役割分担や準備

YouTube channel page for Disaster Oral Health. The main video is titled "災害時の避難所における歯科保健医療個別アセスメント" (Individual Assessment of Disaster Oral Health Care in Evacuation Shelters). The channel has 6 videos listed on the right, each with a thumbnail and duration. A large QR code is overlaid on the page.

### 避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】

直島加代：清談社  
健康 | ニュース記事  
2024.11.28 4:00



能登半島地震発生から11カ月がたった。この間も、能登半島は水害に見舞われるなど自然の脅威にさらされ、多くの人々が不安な日々を過ごしている。災害によって家を失った人々が身を寄せる避難所では、さまざまな物資が不足し、行動を制限された日々を送らなければならない。しかし、避難状況のなかでも「口腔（こうくう）内のケア」を怠ると、その後の生活に暗い影を落とすリスクがあるという。（清談社 直島加代）

被災地での水不足が健康リスクを高める

被災地での水不足が健康リスクを高める

避難所での生活がフレイル(虚弱)を加速させる

被災時にも活躍するオーラルケア用品



避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】  
ダイヤモンド・オンライン 2024.11.28 <https://diamond.jp/articles/-/353929>

医学界新聞  
能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続

寄稿 中久木 康一、長谷 剛志  
2025.04.08 医学界新聞：第3572号より



図1 災害時の口腔健康管理/口腔機能管理

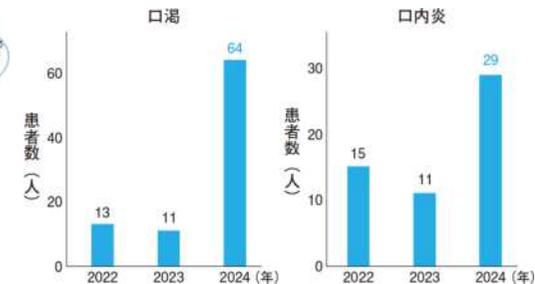


図2 能登半島地震後に増加した口腔の主な公立能登総合病院歯科口腔外科における1月1日～2月29日の2か月間の受診数。

【寄稿】能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続  
2025.04.08 医学界新聞：第3572号 [https://www.igaku-shoin.co.jp/paper/archive/y2025/3572\\_05](https://www.igaku-shoin.co.jp/paper/archive/y2025/3572_05)